

令和 6 年 6 月 5 日

令和 6 年第 2 回岬町議会定例会

第 1 日会議録

令和6年第2回（6月）岬町議会定例会第1日会議録

○令和6年6月5日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠 員 0名、傍 聴 16名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新堀 満
副 町 長 中口 守可	まちづくり戦略室 危機管理監 兼危機管理担当課長	寺田 晃久
副 町 長 上田 隆	総務部理事 兼総務課長	南 大介
教 育 長 古橋 重和	総務部理事 兼財政改革部理事	谷 卓哉
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 総務部長 会計管理者	川端 慎也	しあわせ創造部総括理事 辻里 光則
西 啓介	しあわせ創造部理事 (地域福祉・保険年金担当)	松本 啓子
財政改革部長 内山 弘幸	しあわせ創造部理事 (保健センター担当)	川井 理香
しあわせ創造部長 松井 清幸	兼保健センター所長 都市整備部理事 (土木担当)	小坂 雅彦
都市整備部長 奥 和平	兼土木課長 都市整備部理事 (建築担当)	佐々木 信行
教育次長兼指導課長 松井 文代	都市整備部理事 (産業観光促進担当)	吉田 一誠

まちづくり戦略室理事
(人事担当) 廣 田 尚 司

下水道事業理事 奥 田 敏 幸

教育委員会事務局理事

(生涯学習担当)

兼生涯学習課長

兼青少年センター所長

まちづくり戦略室
企画政策推進監 寺 田 武 司

岩 田 圭 介

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明

議会事務局係長 池 田 雄 哉

○会 期

令和6年6月5日から6月27日(23日)

○会議録署名議員

4番 中 原 晶

5番 坂 原 正 勝

議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

会期の決定

日程第 3

一般質問

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第2回岬町議会定例会を開会します。

ただいまの時刻、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名します。

4番 中原晶君議員と5番 坂原正勝議員、以上2名の方をお願いします。

○竹原伸晃議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月5日から6月27日までの23日間としたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月5日から6月27日までの23日間と決定しました。

それでは、今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。

町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、ただいま議長のお許しを得ましたので、令和6年第2回岬町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、心からお礼を申し上げます。

本年度におきましても、平成22年度から実施し、今年で15回目となったタウンミーティングを5月から町内14か所で実施し、約400名の住民の皆様にご参加をいただきました。議員

の皆様におかれましても、政務活動中、連日のご参加をいただき、誠にありがとうございました。

今回のタウンミーティングにおいても、多くの参加者から新たなみさき公園の整備についてや移住定住策について、コミュニティバスについてなど、町の施策等に係る様々なご意見・ご要望などをいただき、住民の皆様と意見交換することができました。

本町としましては、今後におきましても、住民の皆様からいただいた貴重な声を町政に反映し、協働のまちづくりの推進に取り組んでまいります。

議会の皆様におかれましても、引き続きのご理解、ご協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会にご提案申し上げております付議事件でございます。令和5年度岬町一般会計補正予算第11次についてなど、専決処分の承認についてが5件、令和6年度岬町一般会計補正予算第2次についてなど、補正予算についてが4件、令和5年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてが1件、以上、議案9件、報告1件でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

○竹原伸晃議長 日程第3、一般質問を行います。

順位に従いまして、質問を許可します。登壇者については、発言が聞き取りにくいとの意見がありますので、マスクを外した上で発言することといたします。皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、初めに、瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ただいま議長より発言のお許しをいただきました瀧見明彦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問は、「深日洲本ライナー」の運航による航路再生事業についてであります。

この事業については、本町でも大変力を入れられていること、また、洲本市議会と当岬町議会との意見交換会の際も、主に話し合われるのは、航路再生についてであります。

ちなみに、議長、深日洲本ライナーはお好きですか。お好きですね。笑われていますけど。私も大好きであります。一シーズンに何度も乗せていただいて、よく洲本市のほうに寄せていただ

きます。

そこで、最初にお聞きしたいのは、平成29年度より始まりましたこの事業について、深日港と洲本港の航路を再生させる目的は何かであります。ご答弁、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 瀧見議員のご質問にお答えをします。

岬町では、航路再生事業により、関西国際空港や都心部からの新たな人の流れを創出し、大阪湾を南回りで周遊する大阪湾南回り観光ルートを構築することで、本町への交流人口の拡大につながるものと考えております。

また、平成25年度の淡路島地震の際には、深日港－洲本港航路を活用して緊急支援物資の海上輸送を行うなど、大規模災害に陸路に代わる代替交通としても期待されております。

一度廃止された航路を再生させる取組は全国的にもまれな取組で、非常にハードルの高いものですが、将来的な航路再生につなげるため、本事業を実施しているもので、年々乗船者も増えており、この航路も認知されてきたものであります。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございます。

深日港－洲本港航路を再生させる目的については、関西国際空港や大阪都心部からの新たな人の流れを創出し、大阪湾を南回りルートで周遊する大阪湾南回り観光ルートの構築と本町への交流人口の拡大、また、災害発生時には緊急支援物資を運ぶ代替交通、リダンダンシーとしての目的もあるとのことでした。

では、これまでの取組内容と実績について教えていただけますでしょうか。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 瀧見議員のご質問にお答えをします。

深日洲本ライナーにつきましては、平成29年度から運行を開始し、令和5年度末までに5万3,770人の方が乗船されており、そのうち自転車を利用された方が、12%の6,511人おられ、多くの方に船旅を楽しんでいただいております。

平成29年度では、6月25日から約3か月間で、1万600人の方にご乗船をいただき、平成30年度からは、内閣府より3か年の地域再生計画の認可を受け、平日を含む毎日の運航を実施しましたが、7月の記録的な豪雨や9月の台風災害などが要因となり、平日の運行での集客に多くの課題を残したものとなりました。

このため、令和元年度からは土日祝の運行に切り替え、ゴールデンウィーク期間中は、5月4日に過去最高の376人の乗船者を記録したのをはじめ、連日300人を超える乗船者で深日港周辺はにぎわいました。

しかしながら、令和2年度の運行は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から深日洲本ライナーの運行を中止せざるを得ず、令和3年度につきましても、新型コロナウイルスは収束せず、運行できたのは14日間となりました。

この期間での運行は、感染症対策として船内を抗菌コーティングするとともに、船内換気と消毒を行う必要があることから、停泊時間の延長を行うなど、直面した課題に取り組みました。

令和4年度からは、新たに広域型サイクルツーリズムを活用したまちづくり事業として、通過型観光から滞在型・着地型観光への転換を図ることを目的に、内閣府から新たに3か年の地域再生計画の認可をいただき、深日洲本ライナーの運行に併せ、様々な取組を行ってきました。

令和4年度はアフターコロナの厳しい状況下、サイクリングイベントの実施や地元観光ガイド活用の促進など、通過型観光から滞在型・着地型観光への転換を図る取組を実施しました。

新型コロナウイルス感染症が5類に切り替わった令和5年度の運行では、これまでに運行していなかった春の行楽シーズンの集客を図るため、本年3月16日から令和6年度の運行期間と連続した運行を行っております。

主な取組としましては、南海電鉄との連携によるうみまち39きっぷの発売や、空席率の高い便には、多人数の乗船割引制度として、みんなでノッテ割10や洲本市・岬町でのサイクリングツアーの実施、観光ツアーを充実するなど、令和5年度の1日当たりの平均乗船者数は過去最高の156.5人まで増加し、この航路も認知されてきたところです。

また、陸路が寸断されたことを想定し、国土交通省、大阪港湾空港整備事務所、大阪港湾局、洲本市との連携により、緊急支援物資の海路による輸送訓練も実施しました。

令和6年度は11月4日までの運航を予定しており、引き続き、乗船者の増加につながる企画や防災に資する取組を実施していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 瀧見見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございます。

令和元年度からの土日祝運行に切り替えたことにより、過去最高の乗船者数を記録したことや、新型コロナウイルス対策にいろんな角度から取り組んで来られたこと、令和4年度からは、内閣府から新たに3か年の地域再生計画の認可をいただき、様々な取組を行ってきたことなどがよく分かりました。

では、ここで一つお伺いしたいのですが、このような努力を重ねてこられて、どれほどの経済効果があるのでしょうか。ご答弁よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 瀧見議員のご質問にお答えをします。

航路再生に伴う経済波及効果につきましては、国土交通省近畿地方整備局のご協力をいただき、令和5年度に調査を行っております。この調査では、兵庫県で1億7,900万円、大阪府で3,600万円、事業全体で2億1,500万円の経済波及効果が算出されております。

これに対し、今年度の事業予算は5,530万円であり、経済波及効果は事業費を上回っているところです。

また、昨年10月より減便となっております南海電気鉄道多奈川線の利用促進につきましては、令和5年度から継続して実施している南海電鉄との連携によるうみまち39きっぷの発売や駅構内へのポスター掲示などにより、多奈川線を利用した深日洲本ライナーへの誘客を行っております。

アンケート調査の結果では、深日港までの交通手段として約38%、深日港からの交通手段として約55%の方が多奈川線を利用されており、深日洲本ライナーの乗船者が深日港駅で乗降することで、多奈川線の利用促進にもつながっているものと考えております。

なお、これまでの事業費につきましては、乗船料収入や国からの交付金に合わせ、岬町では、深日洲本航路再生に応援をいただいております多くの方からのふるさと納税を活用しており、町の財政に負担をかけず事業を実施していることと併せ、地域への経済波及効果をもたらしております。

○竹原伸晃議長 瀧見見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございました。

航路再生に伴う経済波及効果が事業費を上回っていること、また、地域への経済波及効果などをもたらしめていることが、よく理解させていただきました。

しかし、国からの補助金が本年度までとお伺いしております。令和7年度以降の運行について、岬町としてどのようにお考えになられているのか、ご答弁をよろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 副町長、上田 隆君。

○上田副町長 瀧見議員の質問にお答えいたします。

本町では、長期的なまちづくりにおける最上位計画であります第5次岬町総合計画の基本方針の一つといたしまして、定住交流施策を進めることとしております。

また、本計画の重点的施策を基本目標として定めております岬町デジタル田園都市構想総合戦略におきましても、新しい人の流れをつくり、定住と交流を促進することを基本目標として、様々な取組を進めているところです。

その取組の中でも、深日港を活用しました深日港一洲本航路の運航は、本町への来訪者を増やすことで地域の資源であります深日港を活性化し、地域経済の好循環を図ること、非常に有効な施策であると考えております。

しかし、本施策の推進に当たりましては、本町への経済負担、本施策による経済波及効果等、総合的に判断する必要があるとございます。先ほどの川端室長からの答弁でありましたとおり、本事業の運行経費につきましては、乗船料収入に加え、国による交付金や町外からの本事業に寄附していただいておりますふるさと納税で支えられております。そのため、運行経費に関しましては、町の負担をかけずに本事業における経済波及効果をもたらしている状況であります。

また、防災上の観点でも、航路を存続することによって、未曾有の大災害が発生した際に陸路が寸断し、本町が孤立したとしても、海上からの緊急物資の輸送等に活用できるものと考えております。

以上のことから、本町としましても、本施策について、これからも推進していく方針であります。

一方で、深日港活性化・空港対策特別委員会でもご説明差し上げているとおり、民設民営による本事業の継続については、まだ道半ばであることから、乗船者を増やすさらなる取組が必要であり、引き続き、デジタル田園都市構想交付金の確保が必要な状況でもあります。

しかし、交付金は地域再生計画にのっとり実施する事業に交付されることから、交付金を獲得するには、深日港一洲本港航路を活用した新たな視点での交流人口拡大に向けた地域再生計画を立案・作成し、内閣を通じて内閣総理大臣の認定を受ける必要があります。

そのため、共同実施者であります洲本市と連携しまして、自立性・官民協働・地域間連携・施策間連携・デジタル社会の形成の寄与等、様々な視点で、令和7年度以降、本町が取り組んでいく地方創生に関する地域再生計画を立案・作成し、内閣総理大臣の認定をいただくべく検討を進めてまいります。

しかし、平成30年度——令和4年度に、深日港一洲本港航路の運航を活用した地域再生計画が認可されており、新たな視点での地域再生計画を立案・作成、認可を得ることは非常に困難な状況ではありますが、まずは、現在実施中の広域型サイクルツーリズムを活用したまちづくり事業において最大限の効果を創出することが、次の地域再生計画につながるのだと考えておりま

す。

そのため、今年度の運航結果が重要となってまいりますので、引き続き、様々な取組を行うことで集客に努めてまいりたいというふうに思っております。

本施策を通じて新しい人の流れを創出し、鉄道、バス、小売店、飲食店等、地域の活性化を図るだけでなく、訪れていただく多くの方に本町の魅力を感じていただくことで、定住人口の増加にもつながるものと考えております。

みんなでつくる恵み豊かな温もりのまち“みさき”の実現を目指し、引き続き、全力で取り組んでまいります。

○竹原伸晃議長 瀧見見明彦君。

○瀧見明彦議員 ご答弁ありがとうございました。

現在、大阪湾を横断する航路はなく、深日港—洲本港航路が、大阪湾南回りルートとして実現することで、基礎自治体の範囲を超えて、淡路島・大阪府南部だけでなく、広域的な観光振興を促進し、消費拡大と経済効果を波及させるとともに、大規模災害発生時の物流や人の流れのリダンダンシーの確保の一翼を担ってください。難しい言葉を並べましたが、とにかく国に対して強い意志を持って、ぜひ、この事業を続けることをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 瀧見明彦君の質問が終わりました。

次に、大里武智君。

○大里武智議員 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます、大里武智です。

全国的に少子高齢化が問題になっております。

全国で昨年度—令和5年度の出生数は73万人程度、また、本年—令和6年の1月から3月までの出生数も前年同月から減っており、令和6年度の出生数は70万人を切る可能性も高い状況です。岬町においても、少子高齢化が深刻な問題です。そこで、町内の3小学校において、児童数の減少と、小学校・中学校の今後の在り方について、どのように考えられているかお伺いしたいと思います。

まず初めに、本年—令和6年度の町内小学校の新入生数、また、来年度—令和7年度の小学校の新入生—1年生の児童数をお答えをお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 大里議員のご質問にお答えいたします。

令和6年度の新入学児童数は、淡輪小学校は57名、深日小学校は12名、多奈川小学校は7

名、合計76名の児童が入学いたしました。

令和7年度の新入学児童予定数は、令和6年5月1日時点の住民基本台帳の人口をベースとした推計では、淡輪小学校では51名、深日小学校では10名、多奈川小学校では3名、合計64名が見込まれます。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。続いて、昨年—令和5年度の出生数を各小学校区ごとにお願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 令和5年4月2日から令和6年4月1日までの小学校区ごとの出生数については、令和6年5月1日時点の住民基本台帳で算出したところ、淡輪小学校区は32名、深日小学校区は6名、多奈川小学校区は7名、合計45名となっております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。今年の新入生—1年生の児童数が、淡輪・深日・多奈川の合計で76名、来年が64名の予定。そして、6年後の、町内3小学校に入学する児童が45名。このままでは、6年後には、小学校への入学生が50名を切る状態です。

隣の阪南市では、児童数減少に伴って、ここ数年で、11校から8校へと統合しています。岬町においても、このままでは減少し続ける児童数が予想されます。

そんな中、淡輪・深日・多奈川の3小学校の在り方をどのように考えておられるのでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 今後の小学校の在り方につきましては、これまでも答弁させておりますが、子どもたちのいる地域はぬくもりがあり、地域が活性化する。地域の子どもは地域で育てるという町の基本的な考え方の下、地域の特色や小規模校のメリットを生かした、地域と共にある学校づくりに取り組んでいるところでございます。

学校を統合すると、財政的なメリットはありますが、学校がなくなった地域は衰退してしまうと考え、地域、学校、子どもを一体的に考えていく必要があります。地域の人たちで子どもを守り育てていくことが大切であるとの観点から、現時点では、できる限り小学校3校を維持していると考えております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 できる限り3小学校、存続し続けるという回答でした。

また、地域の子どもは地域で育てるというまちの基本的な考えの下、地域の特色や小規模のメ

リットを生かして、地域と共にある学校づくりに取り組んでいるとの回答でした。

では、その地域と共にある学校についてお伺いします。

岬町においては、令和4年度、多奈川小学校をモデル校として学校運営協議会を設置し、昨年、令和5年度には深日小学校、淡輪小学校にも学校運営協議会を設置して、学校・家庭・地域が一体となって学校を運営していく取組を進めています。地域と共にある学校づくりを推進しています。そこで、各小学校の学校運営協議会は、どれくらい開催され、どのような取組をなされておられるのでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 学校運営協議会制度は、学校と保護者や地域住民が知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域と共にある学校づくりを推進するための仕組みで、その主な役割といたしましては、学校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、学校運営について教育委員会または学校長に意見を述べることができる、教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるとなっており、令和4年度にモデル校として、多奈川小学校に学校運営協議会を設置し、続いて、令和5年度に深日小学校、淡輪小学校と、学校運営協議会を設置いたしました。

多奈川小学校での学校運営協議会の開催は、令和4年度は3回、令和5年度は、創立150周年行事もあったことから、2回の開催となりました。取組内容につきましては、創立150周年行事や授業参観で子どもの様子を見ていただいたり、また、現状や課題などを協議を行い、学校生活アンケートを実施しました。そのアンケート結果を通して学校経営方針を見直し、承認をいただき、次年度の学校経営方針に反映させております。

多奈川小学校は地域に根づいた学校であり、学校経営方針の中に多奈川小学校地域育成協議会の運営も含まれております。地域との取組に福祉&多奈川小フェスタやアフタースクール、また、「喫茶めだか組」が月2回と、学校行事に併せて開催されます。

学校を地域にとって大切な社会資源と考え、活用したいと思う地域側、地域に開かれた学校にしたい学校側、お互いが必要な存在であります。このような取組が評価され、学校に行けば地域が見える、学校の中に地域をつくるをテーマに、地域の方々と共に、大阪府立男女共同参画青少年センターにおいて実践報告をいたしました。

また、多奈川小学校には町立多奈川保育所が平成24年度より併設され、保育所交流につきましても、学校経営方針に含まれており、学期ごとに交流を深め、合同避難訓練などを一緒に行っております。

深日小学校につきましては、令和5年度に設置し、学校運営協議会は3回、開催いたしました。

内容につきましては、多奈川小学校と同じく、深日小学校の現状や課題などを協議を行い、学校生活アンケートの結果を通して学校経営方針を見直し、承認をいただき、次年度の学校経営方針に反映させております。

深日小学校におきましても、町立深日保育所が平成28年度に併設され、大休憩時間やお昼休憩に学年ごとの遊びや全校遊びなどで交流を深めております。

深日小学校も、保育所と一緒に年2回、合同避難訓練を実施しております。

淡輪小学校につきましても、令和5年度に設置し、学校運営協議会は1回の開催となりました。学校運営協議会委員紹介やコミュニティスクール、学校運営協議会について説明を行いました。

淡輪小学校においては、町立淡輪幼稚園との交流を全学年で取り組んでおり、お互いの施設で遊びを通して交流を深めております。

全ての小学校が学校運営協議会を設置した学校、いわゆるコミュニティスクールとなりました。これからは開かれた学校からさらに一步踏み出し、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域の方々と共有し、地域一体となって子どもたちを育む、地域と共にある学校へ転換していくことが重要となってきます。

地域の子どもは地域で育てるという町の基本的な考え方に一致した地域と共にある学校づくりを目指していきます。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 3月2日に開催された教育コミュニティづくりでの多奈川学校の日本一のコミュニティスクールを目指しているという発表内容は、非常にすばらしいものでした。

開かれた学校からさらに一步踏み出し、地域と共にある学校、コミュニティスクールは、地域や子どもを巡る課題解決のため、学校を核として地域づくりを進める上には欠かせないと思います。

しかし、多奈川小学校・深日小学校・淡輪小学校全ての小学校の児童数と、それに伴って岬中学校の生徒数の減少も予測されます。泉南市でも、数年前から小学校の統廃合や中学校を含めた義務教育学校等の複数案を検討しているようですが、岬町において、小中一貫校や義務教育学校などの検討はどのようにお考えなされているのでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 先ほどの答弁にもありましたように、現時点では、できる限り小学校3校を維持していきたいと考えておりますが、この先さらに少子化が進み、小学校3校を維持することが厳

しい状況になった場合に備え、まずは少人数での教育のよさを生かしたきめ細やかな指導や特色のある教育を行う学校選択制の一つである特認校制度を教育委員会で深く議論・検討をしてまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。少子化が深刻な現在、他市では小学校の統廃合や、小学校・中学校の統合を含めた義務教育学校の検討が進んでいます。学校や幼稚園が一つなくなれば、予算も大幅に削減されます。厳しい財政が続く岬町において、町長も分かっておられると思います。

一般企業では、商品の製造が減少した工場は、稼働を停止したり廃止して経費削減するでしょう。しかし、学校は商品をつくっているのではなく、子どもを育てている場所です。公教育・義務教育の目的を考え、子どもたちの教育機会の確保や、安心して学ぶことができる、誰一人取り残さない学びの保障に向けた取組を、引き続き、検討、よろしくお願いします。

この先さらに少子化が進み、小学校を3校維持することが厳しくならないように、先ほど質問させていただいた昨年度の岬町の出生数45名が入学するときには、岬町に通わせたいと思い、移住される方々が増加するような魅力ある教育・学校になるように取り組んでいただきたいと思います。その一つとして、先ほど教育次長が答弁なされた少人数で教育のよさを生かしたきめ細やかな指導や特色ある教育、選べる学校、学校選択制を含めた新しい岬町の魅力ある義務教育の議論・検討をよろしくお願いします。

毎年増え続ける不登校児童生徒。不登校の原因は様々です。しかし、その子どもたちに共通するのは、学校が苦手です。一人一人の子どもの違いを認め、全ての子どもたちが同じことを同じような速さでできるわけではないです。関心やこだわりも異なります。子どもたちの多様性に目を向け、それぞれに役割や居場所がある状況を目指すのが協働的な学びであり、子どもが自分の意思で選ぶ、決める、魅力ある学校選択制を検討してください。

近年、民間のフリースクールやオルタナティブスクールが増え、公的な教育支援センターが、設置が進んでいます。そういう場所が町立の小学校で選択できれば、この町で教育を受けたい、岬町の学校に通わせたい、そういう子どもや保護者が増えるのではないのでしょうか。

令和3年1月の中央教育審議会の、令和の日本型学校教育にある個別最適な学びと協働な学びの実現のために、魅力ある通いたい学校、地域と共にある学校づくりのために、議論・検討をよろしくお願いします。

続きまして、昨年の6月議会でも質問させていただきましたが、岬町通学路交通安全プログラ

ムについて質問させていただきたいと思います。

このプログラムは、児童生徒が毎日継続的に登校できるように、通学路の安全確保するため、点検を実施し、課題の対策・対策効果の把握・対策の改善と充実を継続的に繰り返し、通学路の安全性の向上を図っていくものです。前回の合同点検の実施内容と、次回の合同点検の実施予定を教えてください。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 大里議員のご質問にお答えします。

登下校時における児童生徒等の安全確保に向けた着実かつ効果的な取組を行うため、平成26年度に岬町通学路交通安全プログラムを策定しております。岬町通学路交通安全プログラムにおいて、定期的な合同点検については、3年に一度、関係機関と連携し、町内通学路の点検を実施することとなっております。

前回の合同での定期点検は平成29年度に実施し、令和2年度については、対策箇所の追加変更を行いました。令和3年度には、千葉県八街市において、下校中の児童の列にトラックが突っ込み、5名が死傷する痛ましい事故が発生したことを受け、岬町におきましても、学校・道路管理者・泉南警察・教育委員会等、協働による緊急合同点検を令和3年9月2日に実施いたしました。緊急合同点検を行った対策必要箇所31か所につきましては、令和4年度をもって必要な対策は全て完了しております。

次回の実施時期につきましては、防犯の観点から、安全ボランティアさんや地域の方の協力の下、学校で危険箇所の把握を行い、その対策に警察や道路管理者などの関係機関と確認・協議をし、今年度が緊急点検を実施してから3年が経過しておりますので、今年度に合同点検を行う予定です。順次、安全対策を進めてまいります。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 令和3年度の、千葉県八街市の児童の事故を受けて実施された緊急の合同点検対策箇所は全て完了しているとの回答でしたが、定期的な合同点検において対策予定地になっている淡輪小学校区7か所、深日小学校区3か所、多奈川小学校区6か所の課題の対策はどのようになっているのでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 以前から定期的な合同点検で対象となっていた16か所の対策箇所は、緊急合同点検を行った対策必要箇所に含まれており、16か所のうち12か所は完了しております。残りの4か所につきましては、大規模工事であることから時間を要すると考えております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 残りの4か所につきましても、子どもたちが毎日安心して安全に登校できるように、できる限り早く対策していただけるようお願いします。

最後になりますが、昨年、一般質問させていただきました多奈川小学校区の西川に架かる恒屋橋の歩道橋部分についてです。

歩道橋部分の劣化に対して応急的に鉄板を敷いた状態です。雨の日や雪の日、非常に滑りやすく、危険な状態が続いております。昨年度、この橋については、大阪府の管理であるため、大阪府に対策を要望していくと回答いただきましたが、その後、この箇所の対応はどのようになっているのでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 多奈川小学校区にある恒屋橋の歩道は通学路になっており、ご指摘があるように、確認をしたところ、鉄板が置かれ、段差もあり、雨や雪の日は転倒する事故につながる状態であります。恒屋橋の歩道橋は府道になっているため、現在、岸和田土木事務所尾崎出張所に要望を提出したところであり、岸和田土木事務所からは対応する旨の連絡をいただいております。

○竹原伸晃議長 大里武智君。

○大里武智議員 ありがとうございます。小学生・中学生の子どもたちが、毎日安心して安全に登下校できるように、通学路の安全確保をよろしくお願いします。

町内には、町道をはじめ、たくさんの対策を必要とする道路がありますが、子どもたちが毎日通う通学路で予期せぬ不幸な事故が起こらないように、優先的に対策していただけるようお願いして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○竹原伸晃議長 大里武智君の質問が終わりました。

次に、奥野 学君。

○奥野 学議員 自由民主党、自民岬の奥野 学です。議長から質問許可をいただきましたので、令和6年6月定例会における一般質問を始めさせていただきます。今回は2点について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目は、大阪・関西万博関連についてお尋ねいたします。

54年前、1970年——昭和45年3月15日から9月13日までの183日間、大阪吹田市千里丘陵において、人類の進歩と調和をテーマの下、海外76か国、国内参加32団体、総入場者数6,422万人、1日最高入場者数83万6,000人、これは9月5日です。1日平均入場者数35万人であったとのデータがあります。私も岬中学校2年生のとき、ボーイスカウト

に入団していましたので、ボーイスカウト泉南第1団の1人として、太陽の塔の下、お祭り広場にてボーイスカウト団員一同が集まり、お祭り広場にて出演させていただきました。このときの開催の中でも、アメリカ館でのアポロ8号の司令船の実物展示、月の石の展示で観客の注目を集めました。

今回の大阪・関西万博では、海外参加150か国、25の国際機関をはじめ、企業などが参加予定です。大阪・関西万博の想定入場者数は2,820万人と定められています。広域関西エリアから1,560万人、関西以外の国内地域から910万人、海外から350万人であります。

国際万博博覧会は5年に一度開催される催しであり、日本では、第1回目は1970年にアジアで初めて大阪吹田千里丘陵で開催、2回目は2005年に愛知県で愛・地球博を開催、それから20年ぶりに大阪市夢洲において第3回目の開催となります。184日間の開催期間中に、国内外の総来場者数が2,820万人と発表されています。

また、新型コロナウイルス感染も昨年5類となり、関西エアポートの発表によりますと、昨年一2023年、関西国際空港の国際線旅客数は1,905万人となり、前年に比べて3.7倍になり、新型コロナウイルスの感染拡大前だった2019年度の86%までの水準まで回復したと発表されました。

外国人旅客数インバウンドは1,501万人と、円安のため好調が続き、2018年度の1,552万人に次いで、開港以来の2番目の記録となっています。

目の前にある関西国際空港に、昨年度には1,905万人、海外人旅客数インバウンド1,501万人と激増してまいります。

そして、来年の大阪・関西万博期間中に、海外から184日間で350万人が大阪・関西万博に来場予定であります。

来年一令和7年4月13日から10月13日までの184日間において、大阪・関西万博に国内外から来場者数は2,820万人です。1日平均来場者数は15万4,000人です。この方々を1人でも多く岬町まで誘導し、岬町に迎えるまでの手段をこれから一つ一つ提案してまいりたいと思いますので、答弁をいただきたいと思います。

まず、1点目は、現時点での岬町として、来年度、大阪・関西万博期間中に検討・実施するイベント、物産展などの計画があれば、ご披露願います。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 奥野議員のご質問にお答えします。

大阪・関西万博2025年日本国際博覧会は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに

開催されます。この万博は、新技術や未来社会のビジョンを共有する場として、様々なイベントや物産展が計画されております。

本町では会期中の春・夏・秋の3期にわたって大阪の魅力を国内外に発信する大阪府市万博推進局がEXPOメッセで開催する大阪ウィークのイベントに参加する計画を立てており、春のコアイベントとして、大阪の祭りEXPO2025春の陣にやぐらの出展を計画しております。また、開催期間中において、世界の絆をテーマとしたイベントに参加し、大阪43市町村の祭典、「観（みなはれ）・技（しなはれ）・食（食べなはれ）」において、岬町の魅力を世界にアピールしていきます。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 ただいま寺田企画政策監から答弁をいただきました。

大阪の祭り、EXPO25春の陣において、町内のやぐらを出店計画であります。また、秋には大阪43市町村祭典において、岬町の魅力を世界にアピールしていただくイベントを発表していただきました。

今、発表していただいた二つのイベントは、万博会場内においての本部イベントに参加であります。今回、私が提案したいのは、万博会場でのイベント参加も大切なことではありますが、万博開催期間中、2,820万人のうち1人でも多く岬町まで誘導し、岬町の魅力をPRしていただけるイベント・物産展を町内で開催していただくことを提案させていただきます。

次に、泉佐野市の計画をご紹介します。

泉佐野市EXPO事業として、令和6年度当初予算で既に1億5,000万円を予算づけされています。内容は、りんくうタウンにおいて、丸かじりJAPANと題して、万博開催期間中、毎週、同市と57全国市町村と結んでいる協定に基づき、特産品PRの催事やイベントを実施しました。その各地自治体への誘客に取り組む計画をし、さらなる交流人口の創出につながるものを目的としています。

また、関西空港開港30周年記念時のブルーインパルス飛行は頓挫しましたが、改めて万博でのブルーインパルス飛行は絶対に実現していただきます。また、大花火大会を数回、上げる予定とのことでもあります。このように、泉佐野市のように、地元でも開催し、1人でも多くの方を誘導するためのイベント・物産展を計画していただきたいのです。

本町では、新たなみさき公園の工事が万博終了まで工事着工しないとお聞きしておりますので、公園全体、駐車場も利用して、イベント・物産展を指定管理者、株式会社ArkLEさんにもご協力いただき、万博期間中、岬町へ多くの観光客を誘導しようではありませんか。寺田企画政策

推進監の答弁を求めます。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田 武司君。

○寺田企画政策推進監 奥野議員のご質問にお答えします。

岬町は令和7年度、町制施行70周年を迎え、かつ大阪関西万博の年と重なるというすばらしい機会ですので、深日港フェスティバルなど、イベントをはじめ、指定管理者であるArkLEさんとの調整も必要になりますが、岬町と他の地域との交流を促進する記念イベントを開催する予定で進めております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 次に、町内には二つのゴルフ場があります。一つはシーサイド名門コースでありますので、このゴルフ場とコラボして誘客する検討をする必要があると考えます。

また、ゴルフ場内・旧みさき公園内・いきいきパークでの野外コンサートを計画しようではありませんか。特に有名なアーティスト、例えば、DREAMS COME TRUE、サザンオールスターズ、コブクロ、松たか子など、わくわくするような計画はいかがでしょうか。答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 奥野議員のご質問にお答えします。

初めに、ゴルフ場のコラボについて答弁させていただきます。

本町では、民間企業と連携し、観光庁が公募しております地域観光新発見事業として、訪日外国人旅行者のゴルフツーリズム促進事業に申請しておりましたが、残念ながら、先月5月29日に不採択の結果となりました。

しかしながら、再度計画を練り直し、2次募集に応募する予定で現在、進めております。

採択されましたら、訪日外国人旅行者をターゲットとしたゴルフツーリズムのパッケージツアーにおける市場調査並びに企画開発を行い、訪日外国人旅行者に対する販売促進とモニターツアーを開催することで、大阪・関西万博の誘客につなげるとともに、本町の訪日外国人旅行者の誘客を図るものでございます。

令和7年度以降の取組につきましては、本事業で企画・開発したツアーパッケージの販売促進の推進だけでなく、造成した観光コンテンツの予約システム並びに予約管理システムのさらなる開発に取り組む予定としております。

次に、野外コンサートなどのイベントにつきましては、本町は昭和30年4月1日町制施行後、令和7年4月1日に町制70周年を迎えます。また、同年には大阪・関西万博2025が開催さ

れ、希望の船出の年となります。この記念すべき節目の年をお祝いするとともに、将来へ続く継続的なまちの発展や活力につなげるため、本年7月に立ち上げます町制施行70周年記念事業実行委員会の中で、万博とコラボした記念事業のイベントなどの実施に向け、進めてまいります。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 既にゴルフツーリズム促進事業として観光庁に2次募集申請していただいたようでありますので、大変素晴らしいことですので、推進いただきたいと考えます。

また、本年7月から町制施行70周年記念事業実行委員会を立ち上げ、実施計画を検討していただけるとのことでもあります。先ほども申し上げましたが、わくわくするような計画をしっかりとつけていただくような内容にしていきたいと強く要望いたします。

次に、イベントなどを岬町でしっかりやっていただいても、日帰りであつたら効果はありません。本町の中にはホテルがないですし、旅館も少ないです。少しでも町内に宿泊していただくための対策を今後検討していかなければなりません。

インバウンド観光客は、特に日本建築にぜひ宿泊してみたい希望が多くあるようであります。空き家になっている古民家をリフォームして民泊を推進していくシステムづくりを提案させていただきます。答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 奥野議員のご質問にお答えします。

本町は、大阪・関西万博に来るインバウンドの方々を受け入れるための対策を講じる必要がありますが、ホテルはなく、また、旅館や民宿も少なく、受入れ環境は整っていない状況でございます。

しかしながら、泉佐野市を中心としたインバウンド観光客の宿泊の流れは、田尻町、泉南市など、南方面まで南下しており、コロナ禍前では孝子の宿泊施設などに大型バスが着き、外国人の姿を見かけることもしばしばあったことから、今後は万博もあり、インバウンド旅行客の需要が見込まれることから、地元の旅館や民宿、旅行会社と連携し、宿泊施設を提供することで、岬町に泊まるインバウンド観光客の需要に対応できる取組を進めることが重要であると考えております。現在、本町におきましても、ホテルの誘致活動を積極的に進めているところです。

議員、ご提案の民泊の推進につきましては、地域住民からの反対や不安が生じること、また、騒音問題や治安の悪化などが懸念される場合など行政課題が多くあり、行政の体制も整える必要があります。まずは、地域資源の活用、イベントの開催、地域のPRなどを総合的に実施することで、岬町に観光客を誘致し、宿泊していただく対策を検討したいと考えております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほどの質問で、町内でのイベント・物産展、古民家での民泊などを提案させていただきました。漁業、農業にも若い方々が参入していただいております。岬町を活性化したいと強い思いのある事業者に対し、補助金・創業支援をし、若い事業者の育成をしていかなければならないのではないのでしょうか。ご答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 奥野議員のご質問にお答えします。

初めに、イベントにつきましては、従来から制度化しております岬“ゆめ・みらい”補助金の活用や町制施行70周年記念事業補助金などの活用が考えられます。

また、出店・創業支援に関する補助金につきましては、こちらも既に制度化しております創業支援補助金を活用いただければと考えております。

最後に、宿泊施設の補助金について紹介させていただきます。

岬町に観光客を誘致し、宿泊施設を整備するための補助金制度については、企業立地促進条例や過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例などの補助金制度を創設しており、活用いただければと考えております。

議員、ご提案のイベントなど、活性化に関する補助金、創業支援などの補助金は、まちづくりや観光、地域産業の振興に大きく貢献する可能性があることから、本町におきましても積極的に取組を進めてまいります。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 イベント補助金・創業支援を推進し、若い利用者育成を推進していこうではありませんか。よろしくご検討、お願いいたします。

次に、大阪・関西万博来場者の深日洲本ライナーへの誘客について、改めて質問させていただきます。

一般質問の冒頭に、瀧見議員から令和7年度の深日洲本ライナーの運行について質問され、上田副町長からの答弁があり、岬町と洲本市が連携し、国に改めて地方再生計画交付金申請をしていただくということであります。

来年度4月13日から184日間、大阪・関西万博が開催されます。このビッグイベントが大阪で20年ぶりに開催されます。このチャンスに手をこまねいては困ります。しっかりプランづくりを計画していただきたいです。

岬町・洲本市両議会でも、今週の土曜日―6月8日の土曜日に、連絡協議会の開催予定が入っ

ています。今後、深日港活性化・空港対策特別委員会の委員の皆様方には、来年度の万博を控えて運行となりますので、行政と共に、多くの観光客の方々が岬町の素晴らしいイベントに来ていただいてから乗船していただける綿密なプランづくりをご検討、お願いいたします。来年度、激増する乗船者数を期待いたします。しっかりと利益が上がるよう、ご検討をお願いします。川端室長、答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 まちづくり戦略室長、川端慎也君。

○川端まちづくり戦略室長 奥野議員の御質問にお答えします。

令和7年度以降の深日洲本ライナーの運行に当たっては、先ほど、瀧見議員の一般質問において上田副町長がご答弁をさせていただいたところです。

深日洲本ライナーの運行に当たっては、国からの交付金のデジタル田園都市国家構想交付金が必要で、この交付金を受けるためには、本町と洲本市が共同で作成する地域再生計画について、内閣総理大臣の認定が必要となってきます。

この地域再生計画の作成に当たっては、洲本市との連携はもとより、国の機関である近畿地方整備局や近畿運輸局をはじめ、兵庫県、大阪府、洲本市、岬町で構成しております深日港－洲本港航路に関する連携協議会においてもご意見をいただき、洲本市・岬町の自立性、地域間連携など、様々な視点で両市町が取り組むべき地方再生に関する諸課題の解決に向けた内容で、現在、検討を進めておるところです。

令和7年4月13日から開催される大阪・関西万博には、国内外から多くの方々の来場が見込まれております。地元大阪で開催される万博への来場者を大阪湾南回り観光ルートで誘客することで、深日洲本ライナーへの乗船につなげることができるよう地域再生計画を作成し、航路再生の目的であります本町への交流人口の拡大を図りたいと思っております。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 川端室長、ありがとうございました。

来年度の運行は、従来どおりの土日祝でなく、大阪・関西万博を開催を控えて、平日も含む連日運行、できるのではないかと考えます。

最後に、田代町長にお尋ねをいたします。

今回の質問は、大阪・関西万博を来年に控えての岬町としての取組をいろいろと提案させていただきました。最後に、田代町長の思い、意気込みをお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員の御質問にお答えさせていただきます。

万博に向けての取組については、先ほど担当のほうから、説明したとおりでございます。

私も今、町村会の会長を務めさせていただいている関係上、いろいろ万博について、大阪市のほうと市町で連携を取りながら、どうやってこの万博を一体的にやっていくかということを大阪府、万博推進協議会、そういったところと協議を進めております。

我が岬町としては、先ほどいろんなイベントをご紹介させていただきました。ただ、泉佐野市とは違って、花火大会とか、そういったことは異なるかも知れませんが、岬町のやはり文化、歴史、そして食、そういったものを含めた中で、催事に参加したいということは、もう既に伝えております。どこまでそれが外国からおいでになった方々に公表していただいて、一度、岬町へ行ってみようかということになるように、我々としては精一杯の努力を惜しまないつもりでおります。そのためには、やはり岬町の魅力であるそういったイベントをしっかりとやはり今後、やっぱり計画をしていく。特に70周年、岬町は来年70周年を迎えますので、これと合わせ技で取り組んでいきたいなと、このように思っておりますし、深日洲本航路についても、先ほど議員、おっしゃるとおり、多くの客で各港がにぎわうような、そういった取組も必要かな、このように思っております。

特に、岬町としては、深日港イベント、つまり深日港フェスタとか、それと、また、漁業組合・商工会さん、共同でやっておる深日漁港祭り、こういったものが多くの参加を得られていますし、特に海釣り公園、また、釣堀等も、そういった施設も打ち合わせ、整備しておりますので、そういったことも一つのインバウンドのお客さんが、また万博においでになる、そういったお客さんをそういった方面に誘客しながら、岬町にとって、やはり経済効果を高める、また、そういった観光客をどのように誘客していくかということについては、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

ただ、先ほど奥野議員さん、おっしゃるように、やはり受け皿が、ホテル等が整備されていないものですから、どうしても旅館とか民泊、そうしたところに頼るしかないのかなというのがありますので、それではなく、それが必要ですけども、日帰りツアー、そういったものも検討しながら、担当といろいろな計画をやっていききたいなと、このように思っております。

ぜひ、この大阪・関西万博が、何とか大成功裏に終わらせるよう、大阪関西一体で、一緒になってやろうということに、お互いに機運の醸成に努めておりますので、そういったところでご理解をしていただきたいと思います。しっかりと頑張ってまいります。よろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 田代町長、ありがとうございました。

6月1日の朝、自宅の庭先でウグイスのさえずりが、たまたま聞こえてまいりました。大変癒やされます。海あり、山あり、このようなすばらしい自然を誇る岬町に多くの観光客が来ていただけるよう、皆で頑張ろうではありませんか。

次に、2点目の質問に移ります。

2点目の質問は、深日地区向出北・向出南・門前、兵庫の4地区における今後の公共下水道工事予定について、順次お聞きいたします。

まず、本論に入る前に、次の3点の質問にお答えいただきたいと思います。

1点目は、現在の岬町全体における公共下水道普及率はどうなっているのか、ご答弁をいただきたいです。

2点目は、淡輪、深日、多奈川各地区の、それぞれの下水道普及率をお尋ねいたします。

3点目は、淡輪、深日、多奈川各地区の、それぞれの下水道施工年度及び整備費用について答弁をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 下水道事業理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 奥野議員のご質問にお答えいたします。

令和6年3月末の小島地区を含んだ岬町全体の普及率は、79%です。なお、普及率は下水道を利用できる区域の人口を行政区域内人口で除した値です。

二つ目の、淡輪、深日、多奈川地区の、それぞれの下水道普及率及び水洗化率はどうなっているかというご質問にお答えさせていただきます。

令和5年度末の淡輪地区の普及率は82%で、水洗化率は87%です。

深日地区の普及率は50%で、水洗化率は78%です。

小島地区を含んだ多奈川地区の普及率は23%で、水洗化率は80%です。

普及率は、先ほど説明しました下水道を利用できる区域の人口を行政区域内人口で除した値です。また、水洗化率は、下水道に接続している人口を下水道を利用できる区域の人口で除して算出しております。

3番目の淡輪・深日・多奈川地区の、それぞれの下水道の施工年度及び整備費用についてご質問にお答えします。

淡輪地区は、平成2年度から平成20年度に、約51億8,300万円の工事をしております。深日地区は、平成13年から令和5年度に、約14億7,400万円の工事をしております。現在、深日地区の下水道整備をしているところです。多奈川地区は、小島地区を含んで平成14年

度から平成20年度に、約9億3,900万円の下水道整備をしています。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 先ほど、奥田理事から岬町全体の普及率、各地区の普及率、各地区の施工年度及び整備費用を答弁いただきました。

次に、本日改めてお聞きしたいのが、深日地区大川から北側、岬中学校側は、ほぼ工事が完了しておりますので、私の地元であります大川から南側の地区、向出北・向出南・門前・兵庫の4地区における今後の公共下水道工事はどうなっていくのかお聞きいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部下水道事業理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 奥野議員のご質問にお答えいたします。

令和元年度に詳細設計を行いました池谷川沿道の町道門前橋線及び池谷向出連絡線の下水道整備を令和3年度から進めてきました。

令和6年度に、池谷川下流部の臨港道路及び池谷向出連絡線と向出門前線の交差点部にマンホールポンプを設置する予定です。令和7年度からは、令和5年度に兵庫向出南地区の一部の詳細設計が完了している兵庫地区の臨港道路から下水道整備を順次、整備していく予定です。

また、平成12年度に事業認可となっている深日の一部が未整備ですので、併せて整備する予定です。

この下水道整備を進めるに当たりましては、厳しい町財政の状況下で事業推進となり、これまで下水道整備に伴い発行した町債の償還もあることから、緩やかな計画で進めざるを得ないことをご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 私が議員にならせていただいて、今年で22年目となります。議員になった頃は、私の地元、深日地区向出北・向出南・門前・兵庫の4地区は、どういうわけか全く事業認可区域には含まれていませんでした。この4地区を飛ばして、役場周辺から多奈川地区を優先して工事着工となり、この4地区は後回しとなりました。

私が議員にならせていただいてから、この4地区を事業認可区域への編入していただくよう一般質問及び要望活動をさせていただき、ようやく平成26年度に事業認可区域への許可をいただけることになりました。

工事着工まではかなり時間がかかりましたが、令和元年に詳細設計をいただき、令和3年度から、ようやく下水道工事をオークワ岬店前から池谷向出連絡線の整備着工となってまいりました。

今後、この4地区を順次、整備していただくこととなりますが、先ほど、奥田理事から答弁い

ただいたように、厳しい町財政ですので、緩やかな計画で進めざるを得ないとの答弁でありました。

単年度予算は5,000万円以内しか工事予算をつけてもらえないとお聞きしています。淡輪地区の普及率は82%、今までの整備費用は、18年間で約52億円をつぎ込んでいます。深日地区は普及率50%、今までの整備費用は、22年間で約15億円使って整備されています。この普及率及び整備費用を見ても分かりますように、この4地区を、ますます下水道工事を進めてもらうことはできません。

同じ町内において、この不公平は許されません。私は地元議員として、同地区の住民の方々から、早く下水道を通してほしいと強く要望されることがたびたびとあります。今までの起債償還もあるでしょうが、少しでも予算を上積みしていただくことを要望し、1日も早く下水道を1メートルでも延長することを改めて要望いたします。

最後に、田代町長に予算の増額を要望し、町長はこの深日地区の4地区を下水道の進行をどのように取り合っていく思いであるのかお聞きいたします。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 奥野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

過去の歴史というか、過去の経過から言いますと、私も同じ、奥野議員と一緒に議会で仕事をさせていただきました。その間では、やはり深日の場合は、私が行政からそのとき聞いて、言っているのは、道路から下、海側をまず優先してやっていこうと。もちろん、それには、兵庫地区も一緒に入っていたと思います。しかし、兵庫地区については、ポンプアップしなければならないという、一つの工事費が高くつくという状況もあったのかなというふうに理解をしております。

町長に就任させていただいて、奥野議員さんからも質問をいただきながら、まず、工事費の予算は当時、私が就任したとき、3,000万円でございます。最高3,000万円までが公共下水道の事業費でありまして、それを2,000万円上乗せして、今現在、5,000万円の範囲内で事業をやるようにという指示をしております。

そのとき、兵庫地区については、当初の計画では、この役場の前の踏切から圧入で本管への接続という工法になっておりました。それだったら、いつまでたっても下水道の推進が難しいということから、何とかオークワの前の道を拡張できないのかということから、いろいろな会社の協力を得、また、本局の協力を得て、道路拡張ができたわけで、そこにいわば深日港から圧入するのをオークワ前から圧入。圧入であるし、普通の接続で行くと、費用も格安だと。そうなれば、工事の進捗も少しでも早く進むだろうということから、現在、至っておるわけですがけれども、先

ほど担当のほうから財政的なものを申し上げたんですが、今後、今までは特別会計でやっておったんですけども、今後、国のほうから企業会計でいわば事業をするようにというご指摘がありまして、現在、4月1日から6月、ちょっと数字は定かではありませんが、企業会計に移行しております。

そんな関係で、今、決算が大体、三十二、三億ぐらい借金があるわけなのです。そういったものも、これから企業会計になると、返していかにやらんというのもありますので、ですから、受益者負担を求めながら、この工事はやっていくわけですから、そういった中で、工事費の増額ということになると非常に厳しいのかなと思っております。

しかし、奥野議員さん、おっしゃるように、なぜ、兵庫地区だけが取り残されているのかということに、淡輪からやってきますとね、ではなくて、いろんな事情の中で、そうやって遅れを取ってきたということもあるのかなと思っております。

そういったことで、できるだけ、私としては、5,000万円を、現状ある予算を受けることなく、できるだけ5,000万円、精一杯確保しながらやっていく予定ですけども、時と場合によっては、工事の進捗、または遅れ、そういったことによって、時としては財源の増額も必要かなとは思っております。そのときには、財政と十分協議をしてやっていかないといけないなというふうに思っています。

もうご承知のとおり、崖っぷちからはい上がってきて、ようやく前へ向いて進むようになってきた。ここでまた後ろに下がるようなことがあってはならないということがありますので、その辺は奥野議員さんもお理解していただいているわけですけども、慎重に、いわば財源措置を考えていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○竹原伸晃議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 田代町長、答弁ありがとうございました。

財政が厳しいのは分かっていたので、田代町長の答弁は、私の思いどおりの答弁でありましたが、少しでも予算を増額していただくことを強く要望し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 奥野 学君の質問が終わりました。

次に、出口 実君。

○出口 実議員 ただいまご指名をいただきました出口 実でございます。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

一般質問の内容は、有害鳥獣の駆除対策についてであります。質問の要旨は次のとおりであり

ます。

①令和6年度の町・国の助成金は幾らか。大阪府の有害鳥獣の助成金は活用できないのか。

②岬町の狩猟免許の登録者数は、補助員の登録者数は何名か。令和元年から令和5年度までの数字をお願いしたいと思います。

③－1ですね、令和元年度から令和5年度までの有害鳥獣の捕獲頭数は増加しているのか、減少しているのか。

③－2、近年のイノシシの捕獲数の減少については、豚コレラの影響を受けているものか。従事者の高齢に伴い、捕獲頭数の減少をしているのではないかと、新たな担い手確保についてはどのように考えているのか。

④鹿の出没が増えてきているが、どういうルートで岬町に入り込んできたのか、車両との接触事故が起きているのは聞いておりますが、何件であるのか。

⑤今後、鹿の捕獲対策をどう考えているのか、必要とする経費をどう捻出するのか、農業公園の有害鳥獣対策をどう考えているかの質問事項でございます。

質問に入る前に、全国の有害鳥獣の状況について披露いたします。

毎日、メディアに取り上げられている、熊による人身被害や鹿の食害が深刻化する中、捕獲に当たるハンターの高齢化が進んでいます。環境省は、熊を計画的に捕獲し、頭数を管理する指定管理鳥獣に追加したが、現場で対応するハンターが、60%は60歳以上であり、若い担い手をどう増やすかが課題となっております。

捕獲にはハンターの存在が欠かせません。全国的に高齢化が課題となっており、総務省によると、最新の統計がある2019年度21万5,417人に狩猟免許が発行されていました。そのうち60歳代が5万8,433人、70歳代は5万6,758人、80歳以上が1万人を超えるという形の中でございます。ただし、1980年代における僅か9%だった60歳以上の割合は、59%に上がっております。

昨年度に、熊による負傷者を2名出した福井県では、全17市町村と県狩猟会の支部が設置する有害鳥獣捕獲隊の隊員の59%が65歳以上となっております。

鹿の被害では、千葉県動物園から脱走したキョンが、5年間で2頭から7万1,200頭に繁殖し、埼玉県・東京都・利根川を泳いで渡り、茨城県まで進出して被害をもたらしております。

では、質問に入ります。

令和6年度の町・国の助成金は幾らか。大阪府の有害鳥獣の助成金は活用できないのか、答弁をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの出口議員のご質問にお答えさせていただきます。

令和6年度の、町からの補助金につきましては、岬町有害鳥獣対策協議会に対し、有害鳥獣駆除事業経費の負担軽減を図るための経費として、70万円を支出しております。内訳としては、各地区への助成金や傷害保険料、おりの購入や修繕費用などに充てられております。

また、イノシシの捕獲におきましては、岬町有害鳥獣対策協議会が、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した大阪府の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金の交付申請を行い、令和6年度におきましては、490万円が交付される予定となっております。

こちらにつきましては、これまでの実績に基づいて算出しており、実際の補助金額については、実績に応じ、9月に交付申請を行い、12月に交付決定される予定となっております。

以上が有害鳥獣対策に関する町や国等の助成金の活用状況となっております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。今、吉田理事の説明によりますと、町の予算が70万円。

同時に、捕獲頭数で490万円の府からの交付金を出されていると確認をいたしました。ということは、合計560万円で、一応、有害鳥獣の運営費に充てていると確認いたしました。

後から、また最後に、私の思いもお伝えしますので、先に質問事項から入らせていただきます。

2番目、岬町の狩猟免許者登録数は、補助員の登録数は何名か。令和元年から令和5年度までの数値をお願いしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

令和元年度からの本町の狩猟免許登録者数の推移についてでございますが、令和元年度が23人、令和2年度が20人、令和3年度が18人、令和4年度が19人となっております。令和5年度は20人で、現在も20人の方に従事していただいております。

捕獲の方法ですね、捕獲の方法につきましては、箱わな及びくくりわなで、猟銃免許を持たれた方は、捕獲した後の止め刺しといって、イノシシの殺処分時に使用する際の一つの方法として使われております。

なお、補助員につきましては、登録者の作業を補助していただく方となっておりますが、こちらは、町のほうでは登録は行っておりませんので、人数を把握をしておりません。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。最後の補助員について、これは私が、当初、議員になっ

ですぐに、一般質問で、21年前ですね、有害鳥獣補助対策協議会を立ち上げたんですけども、その当時は、補助員もちゃんと傷害保険に加入をしてもらっていました。今のお話では、補助員の数は把握していませんと説明がありましたが、イノシシの捕獲するに当たって、当然、箱わな・くくりわな、これは非常に大変な作業であって、箱わなも1人ではとても移動はできません。4人から5人、協力者が要ってまいります。と同時に、箱わなにイノシシが入った場合に、箱わなから小さなおりにイノシシを移動させます。そういうときには、すごい馬力で、箱わなの大きなおりから小さなおりに入れ替えるときに、非常にすごい力で突進してきます。そういうときに、補助員の方は保険にも加入されてないということは、事故があったときには、どなたが責任を持たれるのかということも考えられますので、その辺は、当初、多分、私の把握しているところでは、10年ほどはずっと補助員にも傷害保険は入ってもらってましたんで、再度、もう一遍、吉田理事、その辺はまたひとつ確認していただいて、できたら傷害保険に加入していただきたいなど。ただし、予算もあるので、その辺は非常に原課としては悩ましいところであると思うんですけども、事故が起こってからだと、ちょっとまた困りますんでね、その辺もひとつ、再度考えていただきたいなと思います。

続きまして、令和元年度から令和5年度までの有害鳥獣の捕獲頭数は増加しているのか、減少しているのかをお尋ねいたしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの令和元年度から令和5年度までの有害鳥獣の捕獲頭数は増加しているのか、減少しているのかという質問に対してご答弁させていただきます。

有害鳥獣の捕獲頭数についてですが、まず、イノシシは、令和3年頃に発生した豚熱の影響で減少し、現在は少し増えつつあります。豚熱と申しますのが、豚熱ウイルスにより起こる豚・イノシシの熱性伝染病のことで、強い伝染力と高い致死率が特徴と言われており、唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚との接触等により感染が拡大するもので、治療はなく、家畜伝染病に指定されているものとなります。

過去5年間のイノシシの捕獲頭数でございますが、令和元年度が539頭、令和2年度が478頭、令和3年度、62頭、令和4年度が266頭、令和5年度が201頭となっております。

ちなみに、アライグマのほうですが、令和元年度が87頭、令和2年度が83頭、令和3年度が54頭、令和4年度が90頭、令和5年度が56頭となっております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

続きまして、③－２でございます。近年のイノシシの捕獲数の減少については、豚コレラもしくは何らかの影響を受けたものか、従事者の高齢化に伴い、捕獲頭数が減少しているのでは、新たな担い手確保については、どのような考えを持っておられますか。お聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

豚コレラは、先ほどの豚熱の旧称のことですが、この豚熱の影響のみとは考えておりません。岬町から許可を得た有害鳥獣の捕獲従事者の中には、高齢化により有害鳥獣の捕獲自体が困難な状況になっている方もいらっしゃることは、捕獲実績などで把握しております。

ご指摘のとおり、新たな担い手の確保は、協議会と共に近々の課題として受け止めております。

こうした中、昨年度は20代と50代の2名方が新しく加入され、新たな担い手の確保ができたところです。今後も引き続き、岬町有害鳥獣対策協議会と連携して、さらなる組織強化策として、新たな担い手の確保に向けた検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。2名の若い担い手が補充されたと、今、回答いただきました。

私が20年前に有害鳥獣駆除対策協議会を立ち上げたときには、私1名から発足したものでございます。その中で、21年前に、参加者は最初4名の、淡輪、多奈川、深日、孝子の4名の狩猟の免許者の方に協力をいただきました。そこへまた、合計40名ぐらいの補助員さんがついて駆除に携わったんですけども、その当時の20年前は、大体、年齢が補助員もしくは狩猟免許者の年齢が60歳です。ということは、もう80歳の方々が、実は健康でおられる方もおりますけども、もう上へ上がってしまった方もおられます。そういう中で、非常にこの捕獲頭数が減っているというのは、やはり高齢化の観点から、そういう部分があるのではないかと。実際に20名の猟友メンバーがおりますけども、実際、稼働しているのが、私、3分の1かなと見ております。

だから、これからやはり、後からまた質問もしますけれども、今、イノシシとアライグマですね、特にカラスもございますけども、まだこれは何とか、くくりわな・箱わな、もしくは電気柵で行けるんですけども、今度、鹿が入ってくるとね、大変な作業になっちゃうんです。これはまた後から質問をさせていただきます。

では、4番ですね。鹿の出没が、当町にも増えております。どういうルートで岬町に入り込んできたのか。車両との接触事故が起きているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 お昼が近づいておりますが、議事の都合によりまして、出口議員の質問が終わる

まで続行したいと思います。異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 それでは、都市整備部理事 吉田 一誠君。

○吉田都市整備部理事 鹿の出没についてのご質問にお答えさせていただきます。

鹿につきましては、町内で目撃したとの情報をいただいておりますが、隣接する和歌山市内から町内に入ってきておるのではないかと考えております。

和歌山市内では、昨年、7頭の鹿が目撃されているほか、友ヶ島では、昭和30年代に観光目的で導入された台湾鹿が増加していると聞いております。友ヶ島の鹿が海から和歌山市内を通じて岬町内に入り込んでいる可能性も否定できません。

また、鹿の車両との接触事故につきましては、泉南警察署に確認をいたしましたところ、数年前に1件、孝子峠付近で鹿と自動車との接触事故があったというふうに伺っております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。特に、鹿との車両事故の件ですけども、私も実は三、四年前から孝子峠で鹿が出ておるんやないかということで聞いておったんですけども、ただ、聞いた話であって、なかなか確信はできなかったんですけども、私がちょうど半年前に、和歌山労災病院へ行っていて、その帰り、和歌山側から孝子峠、大阪府へ入って孝子峠を下がった、ちょうどビーチバレーボールの看板が架かっているところに、雄鹿、1メートル50センチぐらいのすばらしい角がある大きな鹿が、私、目撃したんです。それも、私の前に白い軽四の車が走っておって、何で止まるのかなと思って目の前を見たら、大きな鹿がおりました、道路の真ん中で。そういうことがあってね、多分、孝子の駐在さんとは、私もよく懇意にしていますけども、届出があったんは1件だけでも、何件かの接触事故があったんじゃないかというふうに私は考えております。

そういうような中で、その辺も含めて、また後から要望でお話ししますんで、またこういうこともあったということを確認していただきたいと思います。

それと、ちょっと抜けましたけども、途中、もう少し時間的にもまだ余裕があるんですけども。

○竹原伸晃議長 大丈夫です。

○出口 実議員 特に吉田理事にお聞きしたいことは、岡山県の美咲町、私も3回ほど視察に行かせてもらいました。そういう中で、岡山県の美咲町の捕獲頭数は、各種どれぐらいあったんかなということを、ちょっとお聞きしたいと思います。というのは、なぜ、それを聞くかといいますと、本町は総面積が50キロ平方メートル、そして、岡山県美咲町は、250キロ平方メートル

と。そのうち山間部が当町と同じく80%弱が山間部でございまして、非常に有害鳥獣が出ておりますんでね、その辺の捕獲頭数をちょっと確認したいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの岡山県美咲町の捕獲状況ということでございますが、岡山県美咲町の有害鳥獣対策協議会のほうに確認をいたしましたところ、令和5年度の有害鳥獣の捕獲頭数につきましては、イノシシが1,227頭、鹿が410頭、ヌートリアが151頭、その他カラスなどが190羽と聞いております。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。

では、5番目の最後の質問に入ります。

今後、鹿の捕獲対策を本町ではどう考えているのか、必要とする経費をどう捻出するのか、農業公園の有害鳥獣対策をどう考えているのかを聞きたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ご質問にお答えします。

そもそも、野生鳥獣は、自然のままで野外で観察することが基本とされており、原則として捕獲が禁止されておりますが、その例外として、猟銃と有害鳥獣捕獲などの許可捕獲が認められておるものでございます。

本町で行われています有害鳥獣捕獲につきましては、農作物被害に対し実施しておりますが、これまでのイノシシやアライグマに加え、鹿の目撃例も出ておりまして、農作物の被害以外にも、住民生活にも影響を及ぼすおそれがありますことから、その対策につきましては、庁内関係部署や警察など、関係機関と情報共有を図り、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

本町の有害鳥獣対策の対策といたしましても、数年前に鹿が初めて捕獲された際に、鹿による農作物への被害を想定し、現在、岬町鳥獣被害防止計画において、鹿を対象鳥獣に加え、捕獲できるようにしております。

なお、鹿対策につきましては、府内では河内長野市において、国からの補助金を活用して、鹿の捕獲技術の研修や定点カメラの設置による分布状況の分析など、先進的に取組を始められたと聞いております。

また、友好交流都市である岡山県美咲町ので、先ほども頭数の紹介をさせていただきましたけれども、有害鳥獣対策協議会が中心となって、国の補助金を活用し、約6年間かけて、3億近くの補助金を活用して柵を設置したように聞いております。

本町においても、河内長野市など先進地への視察や岡山県美咲町の事例などを踏まえ、農業従事者から鹿の被害についてご相談があれば、十分に相談内容の聞き取りを行いながら、有害鳥獣対策協議会を窓口として、国の補助金を活用できるか、条件に沿っているかなど、柵の設置を検討してまいりたいと考えております。

最後に、農業公園の有害鳥獣対策につきましては、本町では今年度、農業公園の基本計画を策定する予定としておりますので、その基本計画を策定する際には、有害鳥獣対策についても検討し、盛り込んでいきたいと考えておるところでありますので、何とぞご理解のほど、お願いいたします。

○竹原伸晃議長 出口 実君。

○出口 実議員 ありがとうございます。なぜ、最初に質問に入る前に、岡山県美咲町の捕獲頭数を教えてもらったかといいますと、3回、視察に行かせてもらって、非常に、防護柵が、先ほども言いましたけども、イノシシとアライグマだったら、わりと簡単ですけども、あと、岡山のほうは、猿も出てまいります。当然、鹿というのは非常にジャンプ力が強く、なかなか手ごわい相手ですが、そして、捕獲おりには入りません、小さなおりだったらね。だから、それをずっと私、視察でずっと回らせてもらって見ているときに、柵ですね、柵が大体、もうみんな3メートルの高さまで柵をしております。それはあくまでも鹿対策であります。と同時に、猿の対策でもあります。それは、もうこういう形で岬町も1頭ではないですわ。これも最後にやったら言いますけども、その辺も含めて、また国の予算もしっかりと研究していただいて、柵の設置もお願いできたらと思います。

最後に、要望事項でございます。

今、担当理事から5項目の回答をいただきました。ありがとうございます。私ね、要望として、イノシシ、アライグマ、カラス、鹿の有害鳥獣は、農家・住宅地等、特に村なかではなんですけども、やはり新興住宅地、特に淡輪の14区、18区、16区かな、その辺から始まって、16区は関係ないな、もうあらゆるところ、民家の玄関まで、100キログラム級のイノシシが二、三頭、出てまいっております。20年前といまだに変わっておりません。逐次、住民さんから、なぜか私のほうに、よくイノシシのことで相談したいんだということが、常時、陳情がまいります。

そういうことがありますんでね。できましたら、やはり有害鳥獣は、本当に住民の方々に被害をもたらしておりますんでね、有害鳥獣駆除メンバーも、全国で、先ほど言いましたけれども、やはり高齢化にあり、当町も全く同じ悩みを抱えております。これをまた行政有害鳥獣協議会と

連携して話し合い、協力しながら、若い担い手をもっともっと増やしていただかないと、非常にこれから捕獲が困難だと私は考えております。

基本的に、有害鳥獣駆除を最優先に実施しないことには、地産地消の実施・実現はありませんね。これ、やはり、何ぼ農家さん、住民の方々がいろんなものをつくっていただいても、収穫前に、仮にサツマイモでも、昨日、サツマイモを楽しみに行って、掘りに行ったら、一つも残っていないんです。全部イノシシに食べられてしもたんや。もう来年からやめるんやという方々が、多数おられます。

だから、やはり、よく地産地消を実現せえと言うけども、やはり一番の基本となるのは、やはり有害鳥獣の駆除ですね。だから、その辺をまたしっかりと行政のほうで頑張っていただきたいと思います。それをやらなかったら、岬町の農業の将来はありません。それはもう、皆さん、土地を持っている方々、畑を持っている方々は、もう休耕田にして、放りっぱなしと。そこへまた、太陽光の業者がその土地を買いにあさって、太陽光が設置されるということも多々ありますね。

私も太陽光の一般質問をやらせてもらったんですけども、岬町がブラックタウンになるよというぐらい、今、もう太陽光が増えています、実際に。特に今、有害鳥獣、イノシシと太陽光に関しては、大里議員が非常に頑張ってもらっています。住民さんから、大里議員がよく頑張ってくれると。こんな難しい仕事、体力のある仕事をよう頑張ってくれるということを、私の家にも、何回も、何人からも電話が入っております。そういう中で、町長、できたら、再度、農業公園もできることですね、やはり基本的に、有害鳥獣の駆除を最優先に考えていただいて、また、鹿の捕獲も、今やらないことには、先ほど冒頭に説明したように、千葉県のキョンですね、5年間で7万1,200頭も増えるんだから、これはもう、埼玉県・東京都・茨城県まで被害が出ております。

茨城県の県庁では、キョンの動画を持ってきていただいたら、3万円の報奨金を渡しますと。なぜかという、今、ここで茨城県もキョンを防がないことには、もう千葉県の二の舞になるであらうということも考えておられるようですね、岬町も、できたら今の段階で、鹿の対策を練ってもらいたいと。なぜかという、西畑、多奈川ピアッツァ5の町道にも鹿が出ております。と同時に、もちろん、深日、孝子もそうですし、淡輪では、望海坂の上に国道26号線のトンネルが二つあります。その上に、堺の猟友会のメンバーが数頭、鹿を目撃しております。そういうことがございますので、できたら、ひとつ鹿の駆除対策に力を入れていただきたいと思います。ひとつよろしく願います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 出口 実君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 暫時休憩いたします。再開は13時20分からさせていただきます。

(午後 0時12分 休憩)

(午後 1時20分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に続き、一般質問を再開いたします。

次に、道工晴久君。

○道工晴久議員 議長のお許しを得ましたので、令和6年度岬町議会第2回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

国政もいろいろな問題で大変な中、田代町長が率いる岬町も、財政事情も厳しい中で、住民の幸せを求めて一丸となって頑張っていかなければなりません。

3月議会では、会派代表質問をさせていただき、特に財政面についてお伺いさせていただきましたが、お金がないから何もできないのではなく、創意工夫して財政を少しでも潤える施策を構築していかなければならないと思います。そこで、事前に通告をいたしております新たなみさき公園事業についてお伺いをさせていただきます。

田代町長は、令和6年4月のオープンと公言され、事業主も、私の感じるところでは、仕方なしに4月6日に暫定オープンをされたと思うのですが、町長をはじめ、行政関係者の出席もなく、寂しいオープンセレモニーでありました。オープンした以上は、1日も早く、中身のある施設になっていかねばなりません。そこで、お伺いいたします。私は、事業者から議会への事業説明を受けたときにも申し上げましたが、みさき公園の中央部分のパブリックエリアについて利益が上らない部分、特に道路や水路について、町として国の補助を受けてやっていく必要があるのではないかと意見を申し上げましたが、この件について何かお考えになっておられるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 道工議員のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに、暫定開園につきましては、本町といたしましては、事業契約締結時に承諾した当初の公園計画においては、令和6年4月頃からパブリックエリアの全面開園が計画されていました。

しかし、その後、事業者から提出された公園計画及び事業日程の変更申請により、パブリック

エリアなどの第1期の開園が約3年ほど遅れることが判明いたしました。

本町は、こうした状況を踏まえ、令和6年4月頃から本事業の本格的な工事に着手するまでの間、本来の都市公園の目的である住民の皆様方が自由に利用できるよう、可能な範囲で暫定的な開園に努めていただきたいと申し上げ、事業者もこれを理解し、今後の公園整備計画に支障のないエリアを対象にして暫定開園することについて双方が同意し、本町は事業者からの公園計画の変更内容を承諾いたしました。

こうした方針の下、本年4月頃から暫定開園に向け、事業者から暫定開園に向けた計画書を提出いただき、この計画書に基づき協議を進める中で、事業者から4月6日の暫定開園セレモニーについての提案を受けましたが、4月6日時点では、事業者から提案を受けた開園計画に沿った開園範囲内にある安全柵の改修や、予定する管理事務所やトイレ等の利用に必要な電気の引き込みが終わっていないなど、公園利用者の受入れ環境が整っていない状況でありましたことから、公園管理者である本町といたしましては、公園利用者が安全かつ快適に利用できる環境を整えることが最優先である旨の考え方を事業者に示しました。その上で、4月6日の暫定開園セレモニー時期の延期を提案いたしました。

事業者は本町の趣旨を理解したのか、4月6日に暫定開園セレモニーではなく、植樹セレモニーという形に変えましたが、どうしても4月6日に開催したいという意向は変わらず、できる範囲の方々にお声がけをして、自主事業として実施するとのことでした。

町は、植樹セレモニーという形で、自主事業として実施することについては、それを否定する立場にありませんが、町としては、住民が安全かつ快適に利用できる都市公園としての機能整備が最優先であることいたしましたことから、こうした環境が整っていない状況の中で、本町が植樹セレモニーに参加・協力することは、時期尚早であると判断いたしましたことから、町長及び町職員の参加・協力はできない旨を事業者に通知した次第であります。

また、現在は、こうした暫定開園への協議と併せて、昨年4月から閉鎖しておりました管理事務所北側の緑地エリアの一部の開放についても、事業者に対し、指示しておるところとなっております。

都市公園であるみさき公園は、原則として公園利用者が自由に利用できるように管理する必要があります。こうした中、令和5年2月頃、事業者において、本事業着手に必要な測量及び文化財発掘調査の実施が計画され、これに伴う公園利用者の安全確保を図るため、同年4月からこうした調査の実施に伴う影響を受けるエリアを閉鎖いたしました。

しかし、公園計画及び事業日程の変更により約3年ほど遅れることが明らかになりましたので、

本町といたしましては、都市公園の自由利用の原則に基づき、測量調査等に影響のある範囲は引き続き閉鎖しますが、影響のないエリアについては、住民の憩いの場となるよう利用できるように事業者に対して指示をしているところとなっております。ご質問の暫定開園の協議の経緯については、ただいま申し上げましたとおりでございますので、ご理解をお願いします。

次に、本格運営におけるパブリックエリアの運営に関するご質問もいただきましたが、順序立てをして答弁させていただきたいので、初めに、本町の、本事業の基本的な考え方についてご答弁させていただきます。

(仮称) 新たなみさき公園の整備運営等事業につきましては、本町は南海電鉄によるみさき公園運営事業からの撤退後も都市公園の存続を最優先とすることを基本方針とし、みさき公園の持つ集客機能とにぎわい拠点としての機能を維持し、町民の皆様をはじめ、周辺自治体の利用者にも親しまれる新たなみさき公園の再開を目指す方針といたしました。

この新たなみさき公園整備に係る事業方式については、民間の資金と経営能力及び技術力を活用し、公園整備の設計・建設・維持管理及び運営を事業者が行うことにより、良質なサービスが提供できるPFI事業方式により実施する。また、みさき公園全体を一体的に管理していただくために、指定管理者制度の併用による利用料金制を適用するとともに、みさき公園の運営から得られる収入により、事業に係る経費を回収する独立採算型事業として実施していただくなど、本町の厳しい財政状況を考慮しながら、魅力ある都市公園を目指すことを事業実施方針としております。

こうした事業実施方針を記載した募集要項に基づき公募手続を行い、再公募の結果、応募された1事業者に対して、本町は岬町PFI事業者選定審査委員会での審査を踏まえ、最優秀提案者とされたArkLEグループを令和4年3月に優先交渉権者として決定し、その後、ArkLEグループが設立いたしました株式会社ArkLEと令和4年9月に事業契約を締結し、これまでの間において、必要な諸手続を経てまいりました。

その後、現況といたしましては、事業者から申出のあった公園計画及び事業日程の変更を承諾したところまでは、ご承知のとおりでございます。

さて、ご質問いただきました園内のパブリックエリアに係る公園計画では、収益施設が少なく、公園利用者が無料で利用できるエリアが大半となる内容となっております。こうした収益性が低いパブリックエリアに係る維持管理及び運営費用は、事業契約に基づき、事業者が負担することとなっております。こうした事業者負担の考え方は、パブリックエリア以外のエリアに事業者が設置する収益性が高い公園施設から得られる収入によって賄うことを前提としており、この独立

採算型に基づく経費負担の方針は事業者も十分理解しており、今般の公園計画に記載する事業収支計画においても、本事業の全面開園までの期間は赤字経営を想定しており、その後は黒字経営で順調に推移する計画内容とされております。

また、こうした本事業に係る経費負担の方針は事業契約に明記されており、具体的には事業契約第6条において、本事業の実施に関する一切の費用は、別紙5、町が負担する費用に定める費用を除き、事業者が負担するものと明確に記載をしております。

なお、事業契約書、別紙5、町が負担する費用につきましては、事業者は公園計画に記載する維持管理業務を本契約に従って実施することになる中、町による本公園内の未利用の森林エリア及び既存施設の維持管理に要する費用の負担につきましては、公園計画に基づく施設整備の進捗状況を踏まえ、町負担費用の対象となる区域及び業務内容等が具体的に確定するなど、協議に必要となる前提条件が整ったと事業者が合理的に判断するまでの間、事業者は町に費用負担を求めないこととし、事業者が係る判断に基づき、町に対して町費用負担について協議を求めたときは、双方、誠実に協議の上、その内容を決定するものとする想定しております。

以上のことから、ご質問いただきましたパブリックエリアなどの無料エリアに要する経費の本町の負担については、契約書第6条の別紙5に記載する協議の前提となる事業区域及び事業内容が確定する時期としていますことから、本事業の現況を踏まえますと、現時点では町負担の協議を行う必要性はないものと考えております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 こと細かく、吉田理事のほうから報告いただきました。

ただ、私は、1枚のご案内を頂きました。もちろん、主催者は事業主でありましたけどね。この暫定オープンがどんな形でされたのか。

当日、行くと、もう全く理事者が来ていない。後で聞いたら、もう理事者は行かないことになったんだということですよね。それだったらそれで、議会にも正式にきちっと、理事者は行きませんということを一言あってもよかったのと違うのかなと思うんです。行った議員は、どんな思いで行ったか。多分、私と同じだと思うんです。その辺、何かすっきりしない。議会は、どうでもいいのかと思われているのか、一部の議員さんに聞きますと、そっと聞いていましたという人もありました。その方は来られていません。そういう中途半端な形で議会との連携をされると、本当に困ると思います。その辺、一つ、今後の問題として、きっちりとやっていただきたい。それから今、事業契約の中身の話がありました。これも議会には提示されてないですよ。いつ頃されるのですか、されないんですか。その辺をお聞かせください。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

事業契約書につきましては、P F I 事業の法律に基づいて、契約解除条項については公表することとされております。

また、もう一つ、公開させていただいているのは、事業契約書（案）でございまして、この案を公開しております。これはあくまでも案です。

実際の契約書の内容については、一応、非開示とさせてもらっていますので、情報公開を求められる場合は情報公開等の手続が必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 事業契約書が非開示ということを初めて聞かせていただきました。

どんな事情があってオープンしないのか、この辺はまたゆっくり聞かせていただきますけどね、これもやっぱり、こういったいろんな細かいことが出てくる以上は、オープンにすべきですよ。それを見たら、当然、中身が分かりますから、ここまでは事業主に言えないなということも思うんですけどね。その点、ひとつ、後刻でも結構ですから、その辺の事業契約書の公開については、ひとつお考えいただきたいということを宿題にしておきたいと思います。

今、吉田理事のほうから本当に長きにわたり、いろいろ聞かせていただきました。ちょっとあと、町長にお伺いしたいんですけども、都市公園としての位置付けの中で、町として、もっと私は協力をして、1日も早く正式なオープンをしていかなければならないと思いますけども、町長のお考えをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 道工議員の質問にお答えをさせていただきます。

事業者ともっと密接な関係を持って、きちっと前向きに考えるべきじゃないかというご指摘ですけども、行政としては、事業者を信頼して一生懸命取り組んでいることは間違いないというふうに思います。

冒頭、議員さんから、金がないから何もでけへんというお言葉をいただいたんですけども、そうでなくて、なかったらならないの事業は、無理をしてやってきているように私は感じております。

できるだけ住民の期待に応えられるよう、そのときそのときの状況に応じて、行政としては、事を進めているということだけご理解をしていただきたいと思います。

先ほど、契約の話は、私、深い中身まではちょっとチェックができていませんけども、非公開

の部分を除いては、議会のほうにはご説明させていただいていると思っております。

それで、パブリックエリアの暫定開園の件ですけども、これは、もともと事業者が当時の約束を、経済状況の関係、いろいろ物価高騰の関係とか、万博の関係を理由に3年延ばしてきていますけども、私は、もう正直申し上げて、けしからんと、このように、その当時は思っていました。これはもう、お互いに詰めて詰めて、社長と私と自らが、この、いわばパブリックエリアの開園については令和6年の4月と決めておるわけですから、それはやっぱり守ってもらえるかなと思っていました。

しかし、残念ながら、担当課からの報告によりますと、岬町は今、ご承知のとおり、プロジェクトチームを持って、そこでいろんな議論をやっていますので、私のところへはその内容はつぶさに来るかといったら、ある程度大まかな内容については、私のほうへ報告はあるんですけども、それ以外は、担当なりプロジェクトで前へ進めてきておるというふうに思っていました。

ところが、聞くと、報告によりますと、先ほど担当から説明があったとおりの内容であります。3年間延期してほしいということ、それも審査会のいろんなご意見も聞いた上で、そして、内部でいろんな調整をした中で、これはやむなしという苦渋の選択を私はいたしました。それで、暫定オープン絶対やってくださいよということも改めて申し上げておりました。

しかしながら、残念ながら、暫定オープンはできなくて、いわばセレモニー的な、植樹セレモニーについていうふうな形でやられた。そこで道工議員さん、お叱りの、何でそういったことを正確に議会のほうへ伝えないのかというお叱りを受けていますけども、私のほうでは、そうでなくて、当初、企業がいわく、暫定セレモニーをやるけども、当初の計画の、いわばパブリックエリアコースでなくて、駅前からゲートまで、いわば料金所までを暫定オープンするというような話だったので、それは困ると。住民が、やはり公園の中を行き帰りのできる、オープンスペースとして、暫定オープンをやってほしいということをお願いしておりました。

しかし、残念ながら、それは事業主から、それには答えは出てこなかった。結果的には、議員さんの行かれた植樹セレモニーであったのかなという。そのことについて、私はそういった内容であれば、これは行政がこぞって参加すべき事業ではない、住民に対して、だましたことになるということは、さきのタウンミーティングで、これは昨年度、タウンミーティングで、パブリックエリア構想を6年の4月にオープンするということを断言してきています。その手前上、私は何とか海まで抜ける、やっぱりそういったパブリックエリアを暫定的でもいいと、正式に出来上がってなくていいから、暫定的にオープンして、住民の方が憩える場所をつくっていただきたいと、このことを担当のほうに申し上げて、担当のほうからその旨を伝えております。

議会に通達があったのか、なかったのか知りませんが、私どもは、そんな話が、行政はもう参加しないという、そういった植樹セレモニーであれば、もう参加しないと、1本5万円もするような桜を、有料で植えるんだというような話を聞きましたもので、それはとてもやないけど、行政としては参加できないと言っているのに、なぜ、議会にそういう案内が行ったのかっていうのは、私はちょっと存じませんので、そこは担当のほうに、また確認は取りますけども、担当のほうは、そういった議会には案内なんかしてないというふうに聞いております。

ただ、言えることは、事業者として、PFIっていう都市公園法の中で事業をやるのについては、先ほど担当が申し上げたとおり、いろんな条件の中で契約をしているわけなんですから、それをできるだけ、ある程度の遅れとか計画変更、あったとしても、3年も遅れるというのは、私は、これは本当に住民の方に申し訳ない、また、議会の皆さん方に、大変申し訳ないと思っています。

しかし、業者に何度となく、うちの担当を通じて計画の工程表を出してくれと、資金調達、そういったものも出してくれと言っておるのにもかかわらず、いまだに出てこない。これも私は、強く、口酸っぱくなるほど担当のほうに申し上げております。

そういった中で、道工議員さんのお叱りを受けるのは、これはもう当然だと思います。私自身もそう思っていますから、できるだけ良好な関係で事業者と協働で頑張っていこうというふうには、いまだに思っていますけども、投げたやはり手紙が返ってこないっていうのはね、どんなもんかなということ、議員さんのほうで判断していただけたらいいのかなと、このように思います。

そういった意味で、今回、3年遅れた。いわば契約の内容は、出せる部分は、また議会のほうには出させていただきますけども、恐らく企業さんのほうから、これは内部情報としておいてくれということになっているかなというふうには思っておりますので、ご理解を賜りたい、このように思います。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 町長、冒頭の言葉の中で、金がないから何もやってないということを私は言っていないので。金がないから何もできないのではなく、創意工夫して、財政を少しでも潤えるように施策を構築していただきたいと、こう申し上げましたので、間違いないようお願いしておきます。

私はね、特に行政はもっともってこの新たなみさき公園事業に積極的に協力体制を取っていかなければ、全てが事業者任せでは、本当に途中で、頓挫してしまうのではないかなという心配を

しています。3年遅れている。この遅れを機に、もうやめますと、こんなことにならないのかなという、本当に心配しています。

30年間の契約をしているとはいえ、事業が遂行できないようなことが起こり得ないのかどうか、その点、伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

町といたしましては、本事業に係る公募手続前にサウンディング型市場調査を行い、事業者の本事業に対する関心度や事業推進可能性の適否や事業推進に必要とする本町の支援内容などの事前調査を行い、この調査を踏まえまして、先に説明いたしました維持管理経費に係る一部負担の考えを募集要項に盛り込み、PFI事業方式による事業者主体で独立採算型により事業を推進していただくことを原則としています。

本町としても、対応できる分野の課題解決に尽力するなど、公募前から事業者の要望などに丁寧に対応してまいりました。

また、事業契約締結後も、事業者からの提案内容や相談事項に積極的に協力体制を取り、今般の公園計画変更申請に係る承諾手続の例に見られるように、事業者が公園計画に基づき、円滑に事業を遂行できるよう協力体制を取っているところでございます。

また、本事業はPFI事業でありますことから、公園施設の設置管理許可期間を30年とするなど、長期の事業契約期間となっており、この期間内には、社会情勢の変化に伴う事業不振に陥ることや天災の発生など、様々なりリスク要因により、不測の事態が起こり得るとも想定しておかなければなりません。今年1月の能登半島沖地震の発生などを例に見るように、実際に事業の遂行が困難な状況に陥ることは絶対に起きないとは言えないものと考えております。

こうした不可抗力の発生をはじめ、あらゆる事態を想定して、事業契約第49条から56条にかけ、不測の事態などを想定した契約解除条項などを補足規定しながら、事業遂行に当たっていただくことにしております。この部分については、PFI事業の法律に基づいて、ホームページで公開している部分となります。

特に、事業不振に基づき、事業契約に定める契約解除条項が適用される前には、事業契約第17条に規定いたしております事業者に対するモニタリング調査に基づき、財務状況の把握、維持管理及び運営業務に対する利用者満足度調査などを行い、この調査結果に対する事業改善の施策の協議など、でき得る限り、予兆の段階で摘み取るための改善策を講じることにより、最悪の状況を招かないよう、双方のさらなる信頼関係の構築を行いながら、適切に対応してまいる考えで

ございます。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 吉田理事のほうから、双方のさらなる信頼関係の構築をやっていくということを知りましたので、一安心をいたしておりますが、ひとつしっかりとお互いに連絡を取り合いながら、相手の、どこまで進んでいるかということも、しっかりと捉えられるように頑張ってやっていっていただきたいと思います。

そこで、私は以前に、地域の交流拠点の民間整備を国が支援することを知りまして、担当の方にもお知らせしておりますが、政府は地方創生につなげるために、観光施設や地域住民が交流する拠点の整備に取り組む民間事業者への支援を強化するとあります。自治体の事業費の半額を国が交付金で補助する現行制度に加え、新たに残りの負担分も地方債を発行して財源を手当できるようにするとあります。地域再生法の改正案であります。これに盛り込んだものでありますけれども、地方債は財政法上、民間事業者が事業主体へのケースでは、今までは発行できないということになっておりますが、法改正で、国の交付金を活用して、民間の拠点整備を補助する場合についても、自治体が地方債を発行できるように特例を設けていることについてはご周知いただいているのかどうか、お伺いをいたしたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 道工議員から地域再生法改正案についてご質問をいただきましたので、ご答弁をさせていただきます。また、この件につきましては、議員から早々に新聞報道資料の提供をいただき、お礼申し上げます。

さて、地域再生法の一部を改正する法律は、令和6年4月19日に公布され、一部の規定を除き、同日施行されております。また、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令につきましても同日に公布され、同日施行されております。

ご指摘のございました改正法第13条の2に定める民間事業者の施設整備に関する地方債の特例の創設は、官民共創により地方創生に資する施設整備を後押しするため、民間事業者が地方自治法第244条第1項に規定する公の施設に位置付けられた公共的施設等の整備を行う場合に、地方公共団体がデジタル田園都市国家構想交付金を活用して当該民間事業者に対して補助する場合には、国から地方負担分の2分の1を補助することに加え、当該補助経費の地方負担分を起債対象とする特例が創設され、制度が拡充されたものということは認識しております。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 この地域再生法を改正に盛り込んだということは、どこの自治体とも、やはり大

変苦しい。その中でも、やっぱりいろんな面で地域を再生し、活力あるまちづくりをやっていかなければいけない、こういう思いの中で、この事業が前に進んでいくように改正をされていくというふうに承っております。ひとつ、そういう意味で、冒頭に私が申し上げましたパブリックエリア部分のことですね、いわゆる民間事業者への支援を巡っては、政府は2023年度から地方自治法上の公の施設に位置付けた施設の整備費用について、費用の全額または一部を自治体負担とする取組を導入したんですね。その際、国の交付金を活用して、自治体が負担する費用の半分を原則的に国が肩代わりする仕組みになったと国から聞いておりますが、その点についてのお考えは、今回、私が申し上げていますようなパブリックエリア部分で使えるのかどうか、その辺のお考えを再度お聞かせいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ご答弁させていただきます。

さきのご質問の中でも答弁させていただきましたとおり、（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業は、PFI事業方式による独立採算型事業として、PFI事業者の資金と経営能力及び技術力を活用して、魅力ある都市公園を実現していただくこととしており、本事業の実施に関する一切の経費は、先ほど説明しました一部町が負担する経費を除き、事業者が負担することということでスタートさせております。

国担当部局のほうには、PFI事業方式を採用している中で、適用できる補助制度があるかなどについて照会するなどして、知識は深めたいと考えておりますが、現状においては、事業者が新しく整備する公園施設を公の施設に位置付け、国の交付金を活用して町が補助金を支出するという考えは持っておりません。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 町としては、その考えはないというように聞き取りましたが、その点をもう少し勉強していただいて、活用できるものは、ぜひとも活用していただけるように、勉強をしてほしいと思います。

国のほうでは、9月頃には国の予算措置として金額も出てくると伺っておりますけれども、町行政としては、この辺はどこまで国の予算化について聞いておられるのか。先ほど、あまり聞いてないっておっしゃっていましたが、再度確認だけさせてください。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまのご質問にお答えします。

地方創生や財政などの担当部局のほうに確認をいたしましたけれども、この改正法に係る追加

の補正予算などのことについて、現在のところは、まだ情報が入ってきていないということでございます。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 現段階では、まだあまり中身については知らされておらないと思いますが、9月頃にはきちっとした要綱なりが出てまいると思いますので、しっかりと遅れを取らないように、やっていただきたい。

特に、国は、支援強化で自治体にとって柔軟な予算措置が可能となって、交付金が活用しやすくなると内閣府の方も言っておられますので、町としても、地方創生に向けた民間の取組をしっかりと下支えをお願いしたいと思います。

この事業は、道の駅なんかも対象になるようでございます。その点、町長の、最後にお考えをお聞かせいただければと思います。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 道工議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

あくまでPFI方式で現事業者については、独立採算型の事業ということで進めていただいております。つまり、自身の資金力、経営能力、技術力を活用していただいて、やっていただくということですが、今、議員さんのほうから言われている国の支援強化でそういった特別な制度があるとするなら、それは町がそういった持ち出しをしなくても済むような方法があれば、できるだけ協力は、私はやっていくべきだとは思っています。

ただ、この事業の趣旨から行ったら、ただ、非常に先ほど、担当が答弁しているように、難しいのかなというふうに判断していますが、もう少し勉強させていただきたいというふうに思います。

そういった中で、この公園計画は、大阪府も心配をしていただいて、知事自らが私に、町長、公園の状況はどうねということを聞いていただいております。そういった中で、何か支援することがあれば、極力支援していくよということで、今現在、うちの人事担当と大阪府の関係の担当と調整を進めているところでありますので、そのことを付け加えておきます。

○竹原伸晃議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 町長の答弁を聞かせていただきました。しっかりとこの問題については、捉えていただきたいと思います。

多くの方がね、みさき公園に対する期待が大きいですね。方々、行きますと、みさき公園は、どうなっているのか、いつオープンするのか、どんなものができるのか、こんな質問が、常に聞

かれます。そのたびに、いや、まだ具体的に私らも何も聞かせてもらっていませんと。これではやっぱり具合、悪いと思いますから、もう少し議会と行政とがしっかりとタッグを組んで、いろんなこれからの進め方についてもオープンにやっていただけるようお願いをしておきたいと思っています。

とりわけ途中で頓挫することのないように、行政と事業者が、一大プロジェクトが1日も早く日の目を見ることができるよう、期待を申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 道工晴久君の質問が終わりました。

次に、谷崎整史君。

○谷崎整史議員 大阪維新の会、岬町議員団代表、谷崎でございます。議長の許可を得まして、質問をいたします。

みさき公園についてご質問したいと思います。

みさき公園は、令和元年頃から閉園の話がありまして、2019年ですね、2020年—令和2年4月1日に無償譲渡されております。それまで岬町は、みさき公園は南海のものであると、用途地域は第2種住宅であると。また、都市公園の網をかぶっていると、手をつけられないというスタンスで来ていたと、何十年も認識しております。

その後、吉田理事等、いろいろご活躍いただき、業者の要望もございまして、現在、公園のあった部分、動物園・公園・水族館のあった部分は、近隣商業地域に都市計画法の用途変更がされております。全くその前の数十年では考えていなかったようなことでございます。選んだ業者がちょっと今、なかなか足踏みをしておりますが、そうした中で今後の取組について伺いたいと思います。

まず計画が3年延びたということでございますが、収支の予想が当初予想と今後3年延びたことよっての収支予想とどのように変わってきたのか、また駐車場の扱いや店舗施設などの賃貸料など、今後の近隣商業地域としての開発など、活用についても合わせて伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

4点ほどあったかと思いますが、最初に、公園の収支予想について、当初予想変更後の計画の企画についてご答弁させていただきます。

本町は（仮称）新たなみさき公園運営等事業契約部署の締結に際し、事業者から提出された公園計画を承諾しておりますが、この当初公園計画の中で示されております事業収支計画におきま

しては、本事業に着手する令和4年度から第1期開園となるパブリックエリアを全面開園する令和6年度までの3年間の収支は赤字で推移し、第2期開園計画となるプレーリーエリアとしての運営が開始される令和7年度からは収支は黒字に転換し、それ以降は事業契約期間終了まで順調に黒字で推移する事業収支計画となっております。これが当初の公園計画でございます。

その後事業者から現行の公園計画の変更申請がなされ、本町が承諾した変更公園計画の中で示されている事業収支計画では公園事業全体のスケジュールの遅れに伴いまして、第1期計画となるパブリックエリア南側、商業施設および駐車場などが開園する令和10年度までの事業収支計画は赤字で推移する内容となっております。その後は当初公園計画と同様に主な収益施設となるプレーリーエリアおよびホテルなどが本格運営開始されます令和11年度から契約終了期間までは順調に黒字運営で推移していく事業収支となっております。

次に、ご質問いただきましたのが、公園計画の見直しで事業スケジュールが約3年遅れるとの説明の中で事業者に違約金などを請求できないかということによろしいでしょうか。

そちらご質問にお答えさせていただきます。

今回の公園計画および事業日程変更に伴う承諾申請に係る手続きにつきましては、事業者等締結しました事業契約第18条の第2項の規定に基づきまして事業者から協議の申入れがあったものであります。本町は本事業の最優秀提案事業者を選定審査していただいた岬町PFI事業者選定審査委員会の委員である学識経験者などから意見を聴取し、慎重にこの変更申請内容を精査し、事業契約書に記載する当該変更に係る承諾申請に合理性が認められるものとして判断し申請どおり公園計画の変更を承諾したことについてつきましては、議会の皆様に対して既にご説明をさせていただいたとおりでございます。このご質問の事業者への違約金請求の取扱いについては、この違約金等は契約書に定めた期間や条件を満たさなかった場合、これに伴い生じた損害を補填するために支払われるものが該当し、具体的には事業契約第49条において事業者の債務不履行等による契約の解除が規定され、また同契約書第50条第2項において、事業者は町に対して本契約の解除により町の被った損害を賠償しなければならないと規定されております。

今回は事業者から事業契約に基づき変更協議の申出があり、今般の事業スケジュールが遅れる具体的理由の説明がなされ、これに対して本町がこの変更申請内容には合理性が認められると判断し承諾しましたことから、事業契約第49条に規定する債務不履行に該当しないこと、またこれに伴い本町に具体的な損害が生じていないことから、違約金の発生はないものと判断する次第でございます。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。ちょっと質問をまとめてしまったんでさらに重ねて申し上げます。今後、事業者から町に支払っていただけるような使用料。どのような考えがあるのか、駐車場の料金あるいは店舗施設、そういう点についても伺いたいと思います。

またもう一つ、2点目は近隣商業地域として公園の大部分が指定されておるという状況で、この近隣商業地域としての活用についての見込みはどういうお考えがあるか伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、事業者から町に支払ってもらう使用料についての考え方につきましては、本町に支払う使用料につきましては事業契約第7条において、事業者は都市公園法第5条に規定する公園施設設置許可および管理許可、または同法第6条に規定する占用許可による使用料を町に支払うと。また、この使用料については岬町立みさき公園条例に定めるものとするとして規定しております。よって本町は事業者から設置許可申請に基づき許可を与えた際には、みさき公園条例第8条に規定する使用料を徴収することとしております。今般の公園計画の変更により、事業スケジュールが約3年遅れることから、本年4月から本事業の本格的な工事に着手するまでの間、公園エリアの一部を暫定開園することになりました。この暫定開園に際しまして事業者から公園管理事務所および駐車場などの既設の公園施設を活用する公園施設管理許可申請書が事前に提出されてきており、本町はこの許可申請に基づく具体的な暫定開園内容について協議をしております、この協議が調べば正式に設置および管理許可を事業者に付与し、この許可に基づき条例に定める使用料を納付していただくこととしております。使用料につきましては以上のような考え方です。

次に、近隣商業地域としての活用についてご質問いただきましたのでご答弁させていただきます。

みさき公園区域を対象にして、令和5年5月に都市計画法に定める用途地域を第2種住居地域から近隣商業地域へ変更いたしております。この変更理由につきましては、みさき公園を町のにぎわいの新たな中核拠点とすること。また公園周辺には商業業務および居住などの都市機能の誘導と集積を図り、新たな市街地の整備を目指すことを目的とし、この目標を達成するにはみさき公園の公園機能を高める必要があるため、用途地域を変更したものでございます。

今回の用途地域の変更内容は、建築物の容積率や建蔽率は引上げをせず、従来どおりとしておりますが、既存の野外劇場や観覧場など、今まで既存不適格施設とみなされていた建築物が解消され、新たにこうした建築物が設置可能となるとともに、店舗等の床面積が1万平方メートルを超える大規模建築物についても設置可能となりました。

またみさき公園は先に述べましたとおり、都市計画法の関係規定が適用されるとともに、都市公園法に定める関係規定も合わせて適用されることとなっております。この二つの法令のうち具体的に適用されるのは、より厳しい規定内容が優先的に適用されますことから、みさき公園内に設置可能な建築物には結論として都市公園法に規定された公園施設のみが可能となります。

また建蔽率につきましても、都市公園法に規定する建蔽率が優先されるなど、みさき公園区域内の開発行為にはこうした制限を受ける状況にあります。こうした状況を踏まえ、PFI事業者は都市公園法の規定に従い、公園内に設置可能な公園施設の整備計画を盛り込んだ公園計画を本町に対して提案しており、この公園計画により事業を推進しているというところでございます。本町は事業者から提出された新たなみさき公園計画がさらなる魅力ある公園として、多くの皆様に親しまれる公園として本町のにぎわいの拠点となるなど、公園機能をさらに高める計画であるものと考えております。よってこうした考えを踏まえ、引き続きPFI事業方式により新たなみさき公園整備を進める方針であることから、都市公園施設以外の目的に利用する余地はないと今現在はそういうことであると申し上げます。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 現在、公園を引き継ぐということで作業を進めており、その業者の動きが止まっているという状態です。町が初めて取り組んだ結果、第2種住居専用地域から近隣商業地域に変更がなされていると、ただ、その中で都市公園法のより厳しい規制にのっとるのであれば、中核的施設としてのみさき公園の利用と相矛盾する都市公園法の規制という網が被さってくるようなことになるんですが、この都市公園法について外すとか、海岸や財産区など山林に移転するとか、そういう都市公園法の網も外す方向とかいうことのお考えはないのでしょうか。町長に伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えいたします。

都市公園はやっぱり岬町にとって貴重な、また大阪府にとっても大事な公園でありますので、現在のところ都市公園の網を見直すということは考えておりません。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 要望といたしましては、都市公園法の一部解除とか、移転を考えていかないと、中核的な施設としての開発、あるいは利用が妨げられる元であると。また、過去のみさき公園と同じような扱いで事業開発が止まったままであり、今回の業者のような不適格とは言いませんけれども、なかなか進まない状況では業者の見直し、あるいは南海との協議も見直す方向で近隣商

業地域としての有効性をさらに活用するべきであると望みまして要望いたします。

次に、図書館、公民館施設についてお尋ねいたします。

図書館、公民館について計画の進捗と議会特別委員会の提言について、および基本計画づくりの方向性について伺いたいと思います。

まず、基本計画の進捗状況が一つと、第2点で公民館・図書館等建設整備検討委員会で提言提示させていただきました議会として集めた住民の意見の活用、反映についてどのようにお考えか伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 谷崎議員の質問にお答えいたします。

昨年度、魅力ある学びつどえる場、多世代がつながるみんなの居場所を整備コンセプトといたしました基本構想を策定いたしました。基本構想は、基本計画を策定する道筋となるものであり、今後は基本構想を基に策定を進めていくこととなります。基本計画を策定するに当たっては、立地や規模、資金面等を検討することにもつながりますので慎重に立てる必要があると考えます。

まずは計画策定前に着手できることは庁内で検討を行いたく、現在は検討資料の準備を進めているところでございます。

2点目の質問でございます。

公民館・図書館等建設整備検討委員会で様々なご検討をされていると思いますが、委員会の皆様の調査研究のためのものと捉えており、現在は、仮称岬町公民館・図書館整備基本構想を策定する際にも、町民アンケート、利用者アンケート、ワークショップを行っており、これらを基に基本構想案を作成し、その後、パブリックコメントを頂いて策定してございますので、反映はいたしてございません。

今後は、計画策定する過程でご意見を活用できるものがあれば、活用させていただきたいと考えてございます。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 今後は、という意見もいただきましたが、今、ご答弁いただきました中で、町で取りまとめられてオーソライズされた答弁だと思いますが、議会で企画して、議会の委員会で住民の意見を集めご提示させていただきました意見については反映は全く考えていないと。これが教育委員会担当、副町長なり、町長の姿勢の反映でしょうか。我々は住民の意見を広く聞いて、議会で曲げることなく集めてご提示したものでありまして、議会から言ってきたから相手にする必要ないよとそういう捉え方でお仕事をされているというのは、教育長、副町長、町長の姿勢で

あるか、それぞれお答え願いたい。

○竹原伸晃議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 ただいまの質問にお答えをいたします。

今、谷崎議員提言というふうに申されましたけれども、私どもがいただいた資料は、確か住民の意見をそれぞれ羅列をしたものしかいただいております。委員会としてまとめられたものなのでしょうか。その辺を反問権がないので質問はできませんけれど、その辺については特別委員会でご議論いただきたいというふうに思います。

○竹原伸晃議長 副町長、中口守可君。

○中口副町長 谷崎議員からのご指名ですので、PTの座長としてお答えさせていただきたいと思います。

教育委員会の担当理事から、今現在の進捗状況並びに状況については、るる答えさせていただいた状況でございまして、この後、基本計画に進むわけでございます。その基本計画に進むに当たっては、今まだ全くテーブルには載っていない状況であることを報告させていただきます。

なお、これまでの経緯についてはこれまでも他の議員からも質問あったように答えさせていただいているところでございまして、谷崎議員からの質問に対しては以上です。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎議員のご質問にお答えさせていただきます。

今、副町長の中口が答えたとおり、基本計画を今後作成に当たって今までの各アンケートそういったものを集計する段階にこれから入っていくのかな。私のほうにはまだそのまとめは来ておりませんので、私の手元に来たらそういったいろんな角度から検討してまいりたいというふうに思っております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 教育長段階で止まっているかもしれませんが、我々のほうは、委員会で提出したのは、パブリックコメントと同じように意見を取りまとめたものですよと。委員会としての意見ではないですよと。収集した意見を提出させていただきますよとしてお渡ししたんです。それを全く反映しないと。パブリックコメントと同じように利用したらいいのではないのかと。例えば、議会から出たもの、議会で選ばれた委員会のものは反映しないという姿勢で、そういう行政なり、教育委員会運営を行っているのかなということで非常に不適切に感じますので、今後そういうところを是正されるように、教育長には求めたいと思います。

次に、企業誘致について伺いたいと思います。

多奈川第一、第二発電所跡地につきまして、第二の商談中等いろいろございますが、また大規模な電材メーカーについて、進出の話もあるようですが、現況について見通しなどを伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

発電所跡地の企業誘致の現況と見通しということで、多奈川発電所跡地の企業誘致につきましては、タウンミーティングでもご説明させていただいておりますとおり、関西電力は複数の事業者と誘致に向けた協議を進めていると報告を受けておりますが、それぞれ秘密保持の契約を結んでいることから、詳しい内容は伺えておりません。

関西電力からは、地域と共存共栄できる事業者の誘致を進めるとお約束をいただいておりますので、具体的な進捗の報告がありましたら、速やかに議会をはじめ、住民の皆様方にもお知らせさせていただきたいと思っております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 タウンミーティングにおきまして、田代町長のほうからも2か所で大きな企業がくる予定もあるという話も出ておったようでございます。

また、私のほうには去年7月末、8月初め頃ですか。別の企業情報で、この企業に決まったという情報もいただいております。町長に確認したところ、それはちょっとまだ口止めしておいてくれという話だったので、お話はしておりません。いつまでも延ばすことなしに決まるのであれば選挙前まで持っていくのではなしに、早めに公表いただきたいなと思っております。

次に、シルバー人材センターなど、外郭的な団体の管理について、これは5年前から申し上げておりますが、シルバーや社協、財産区、また業務委託先などいろいろ取りまとめて会計の監査管理や助言。外郭を行う組織が必要ではないかなと。町の出資、補助金、委託金、拠出をする団体の内容管理についてもっと町が見通していくというか、見ていくべきではないかという。どういうふうにお金が使われていくか。条例によって決めて金を渡すだけと。渡した金が丸々蓄財に回っている。同額以上のものが蓄財されていると、公益的な組織になって不用意な無目的な蓄財、あるいは、ただ単にレツテルを張っただけの蓄財は不要であると。そういうところも十分調べて、意見して、助言して、広域的な団体を育成していくべきではないかと思っておりますのでお伺いしたいと思います。こういう外郭的な組織を総務やその担当のしあわせ創造だけに任すのではなくて、専門的に扱うものをつくるべきではないかというのが5年前から申し上げていることでございますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 谷崎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この件につきましては、本年3月の会派代表者質問で、谷崎議員からのご質問に回答させていただいていますとおり、シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第42条に、都道府県知事はシルバー人材センターに対し、シルバー人材センター業務に関し監督上必要な命令をすることができると規定されていることから、大阪府および大阪府シルバー人材センター協議会、いわゆる大シ協が岬町で業務を行っております一般社団法人岬町シルバー人材センターを管理監督する機関に当たるものと認識しております。

また、社会福祉法人岬町社会福祉協議会は社会福祉法第56条の規定により、指導監督する管轄庁として、大阪府から権限委譲を受けた広域福祉課が管理監督する機関に当たりますので、この二つの団体とも外郭的な団体の管理等は必要ないと考えます。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 これは今までどおりの行政管理のやり方だと思うんです。出した金は会計上、問題なく使われる。ただ、会計の中身がそれは正しいかどうか。1,000万円を出して、1,000万円以上の蓄財があるとか、それが公的団体としてふさわしいかどうか。そういうものまで見て管理していくべきではないか。この間申し上げたのは社会福祉協議会でしたか。何か配分の話も以前申し上げたことございますけれども、お金の流れが全ての動きを管理していくものだと思いますので、ただ単に条例に基づいて金を出すのではなしに、それが有益に使われているか。ストックされて蓄積されていないかとか。そういうことまで十分助言していくということも必要ではないかということで申し上げました

○竹原伸晃議長 財産区や業務委託先などの回答は要りませんか。

○谷崎整史議員 できますか。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 谷崎議員のご質問にお答えいたします。

財産区にも外郭的組織が必要ではないかというご質問でございましたので、ご答弁させていただきます。財産区につきましては、地方自治法に定められた特別地方公共団体でございまして、地方自治法の規定により運営がなされております。本町には多奈川、深日、淡輪の3地区に財産区がございまして、財産区管理会を設け、管理者は町長となっております。財産区の予算の編成や決算、財産区委員の選任に当たりましては、議会の審議をいただいております。町の監査員の監査の対象ともなっております。

また、地方自治法の規定により、財産区管理会は財産区の事務処理を監査する立場にございますので、議員ご提案の外部の管理監督機関による管理等は必要ないと考えております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 同様の答えでありありがとうございます。ほかの市町でも財産区等については驚きの話がいろいろございますが、江戸時代を引きずったような。一つにまとめればいい時代ではないかなと思うようなものでございますけれども、非常に無駄な管理が行われている部分が多いのではないかなと思います。

次に、行政地域の連携協業。いわゆる群マネなどについて伺いたいと思います。

大阪府基礎自治体、大阪府の基礎自治機能の充実および強化に関する条例が施行されましたが、市町の業務の連携協業また、外化による事業や事務事業組合から、あるいは共同処理など、広域の地域を見越した連携についてどのように今考えて取り組まれているかご説明願いたいと思います。

○竹原伸晃議長 企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 広域行政の必要性和主な取組についてご答弁させていただきます。

広域行政の必要性については、近年の交通網の整備や情報通信技術の発達により、地域活動圏は行政区域を越えて広域化しております。広域化する行政課題への的確な対応が求められていることから、その必要性については十分認識しているところであります。

広域行政とは、住民サービスの向上を目指す上において、1自治体で実施するよりも複数の自治体で実施することにより効率性や経済的な効果などが認められる業務となります。本町の一部事務組合、事務委託、機関等の共同設置など広域連携の現況は、例えば、消防は泉州南消防組合、水道は大阪広域水道企業団などの分野において一部事務組合を設置しております。一部事務組合という制度は地方自治法において法人を要するものという仕組みに基づくものであります。

また、地方自治法第252条の14の規定に基づく市町村相互間の事務委託なども規定されており、岬町では泉佐野市に委託し、休日診療事務や大阪府から移譲される事務の一部など、様々な行政分野において関係自治体と連携しているところであります。

次に、地方自治法第252条の7の規定に基づく市町村相互間の機関等の共同設置という仕組みに基づき、泉佐野市以南の市町等と介護認定審査会、障害支援区分認定審査会、広域福祉課、広域まちづくり課において、福祉分野、まちづくり分野で広域行政の取組を進めております。さらに地域インフラ群再生戦略マネジメントでは、既存の行政区域にこだわらない広域的な視点で、高石市以南8市4町で道路、下水道、公園といった複数他分野のインフラを群として捉え、更新

や集約、再編、新設も組合せ効率的・効果的にマネジメントし、地域に必要なインフラの機能・性能を維持する取組を進めております。

また、首長主導の泉州地域都市制度を勉強会については参画には至っておりませんが、事務担当者によるワーキンググループへ参加し人口減少が進行する中、持続可能で自立性の高い自治体経営の構築に向け共同で研究を進めております。岬町としましては住民サービスの向上と地域活性化、効率化、効果的な行政運営を目指して、今後も様々な分野において広域連携に積極的に取り組んでまいります。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。群マネを機会にいろいろそういう仕事ができれば良いなと考えております。

先般、泉佐野市、あるいは和歌山県田辺市等いろいろ伺いまして、広域連携や首長とそういう話をする場をいただきました。広域連携や合併については住民投票をしてはいけないという首長がほとんどでした。議会と首長で決めるんだと。ただ、かつ和歌山で合併が進んだのはなにも木村知事が総務省からではなしに小泉政権で交付税の締めつけが非常に強かったと。そのぐらいにならないと合併が進まないのではないかとそういう話もあちこちで伺いました。

田代町長は議員の頃に合併を強力に進めておられました。今回、地域インフラ、地域群マネとかで地域インフラ群再生戦略マネジメントとか、そういう取組、あるいは市町との取組がございますけれども、今後のそういう広域連携、あるいは共同処理や事業協同組合に対して職員を出していくと。そういう動きをどう考えておられるか一度広域連携や合併についての思いを伺いたと思います。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 谷崎委員の質問にお答えします。

まず初めに、議員にちょっとお願いがあるんですけども、私が強力に町村合併に推進してたというのはどこでどうお聞きになったか知りませんけれども、住民投票の結果そうなかっただけであって、その当時、私はその立場についてたので合併協議会に参加したということ。先ほどの企業誘致の件もちょっとニュアンス的に違うと思いますので、やっぱり大事なことは本会議ですので、ちゃんと確認してからお願いしたいというふうにしておきます。

広域については我々も3市3町、また5市4町とかいろいろ広域をやっておりますけれども、今回も広域的にいいものを買おうという。資材の購入について一緒にやらないかということで堺以南から声を掛けていただいておりますけれども、やはり物を買うに当たってプラス面とマイナ

ス面はやっぱり慎重に考えていくべきであって、広域化もそのときそのときの広域化の問題については慎重に期して広域行政を進めるのが妥当でないかと思っていますので、何でもかんでも広域化したらいいいというものではないと思います。

しかし、また逆に町単独でやっていて大変な財政的に非常に厳しい事業については広域で一緒に組んでやっていく、それが財政負担の軽減につながれば、それは広域化も必要だと。

ですから、はっきり申し上げまして、その都度、その都度で勉強会なり、また広域協議会なりをやっていくのはやぶさかでないと思っております。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 我々としてはあらゆる機会を捉えて広域化あるいは広域連携を強めていっていただきたいなと思います。特に職員についてはいろんなそういう事務事業組合なりをつくって外で勉強してきてもらうという機会を増やしていくべきだと思っております。

次に、保育の完全無償化ですが、課税世帯のゼロ歳2歳未満の第1子は、現在2分の1の負担で保育されております。今後の見通しはどうか。また、年額の町負担額、あるいは保育士等の増加の見込みは非常に難しいと思いますがどうかということも伺いたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

岬町におきましては、保育料を負担していただいている0歳から2歳児、住民税課税世帯の第1子について、さらなる経済的負担の軽減を図るため、令和5年4月より0歳から2歳児の保育料がかかっている全ての子どもに対して、保育料を半額軽減させていただいたところで、現在1年が経過し、令和5年度決算見込みで、保育料の収入額は半額分としまして、635万770円で半額軽減前では、1,270万1,540円となっております。

また、0歳児から2歳児の保育児童の推移については、令和5年3月31日、令和4年度末時点と、令和6年3月31日令和5年度末時点と比較しまして、3保育所合計で0歳児は19人から22人で3人増加、1歳児が34人から32人で2人減少、2歳児が28人から38人で10人増加、合計で11人増加しました。保育ニーズが高まれば、保育士の確保も必要となってきます。今後の保育児童の推移を見ながら保育所の確保などの課題もあることから、0歳から2児、住民税課税世帯の第1子保育料の完全無償化につきましては継続して検討してまいります。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君。

○谷崎整史議員 ありがとうございます。

これも5年ほど前から無償化4年ほど前からお願いしておりまして、田代町長時代の成果でか

なり若年層のこういう無償化とか、医療負担進んでおる非常に町の誇るべきところで、あと一息だと思います。

ただこの間、泉佐野市長に伺ったときに、泉佐野市でも保育士の確保が非常に難しいと、こんなこと初めてだと集まらないという話を聞いております。千葉県の流山市なんかでは保育士には住居手当というのですか。そういうものまで東京に近いんですけれども、含めて手当してきていただいていると。何の制度をつくってそれを運営するところまでどうできるかというところですよ。要員の確保までもできれば素晴らしいことだなと思いますが、非常に難しいということも聞いておりますので、さらにそういう方面の抛出も考えていただきたいと思います。

岬町、非常に制度的には充実してきていると思いますので、もう一押し何とかお願いしたいなと思っております、非常に各部署とも柔軟な対応をお願いして成果を上げていただきたいと思います。ありがとうございます。

○竹原伸晃議長 谷崎整史君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩させてもらいたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 それでは暫時休憩いたします。10分程度、15時から再開したいと思います。よろしく願いいたします。

(午後 2時50分 休憩)

(午後 3時01分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

なお、次は中原議員でございますが、補助資料につきまして傍聴の皆様には紙ベースで配布させていただきます。また、議員および理事者の皆様にはメールにて一昨日に送付させていただいておりますので、タブレットもしくはパソコン、スマホ等でご参照いただきますようお願いいたします。なお、議会ホームページからもご覧いただくことができますので、よろしくお願いいたします。

それでは、中原晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原晶です。物価の高騰が続き、総務省の4月の消費者物価指数では、身近な品目ほど大きく値上がりしており、政府による電気代、ガス代支援策の終了により、今月からエネルギー価格の再上昇も予想され、将来への不安が募っています。国民生活を守り、日本経済を健全に発展させるためには、物価抑制対策と物価高騰を上回る所得の増大が必要です。

消費税の減税、中小企業支援を抜本的に強め大幅な賃上げを実現することが欠かせません。

しかしながら、政府は裏金問題の解決に背を向け、目くらましの政治改革で現状を温存し、政治を金の力で歪めてきた企業団体献金の禁止には手をつけようとしません。大企業からの献金の見返りに、雇用の非正規化を進め、大企業減税と消費税の増税、社会保障費の削減を繰り返し、国民生活を傷つけてきました。

また、戦争する国づくりを、驚くべきスピードで加速化しています。口では専守防衛は変わらないと言いながら敵基地攻撃能力を持ち、武器を外国と共同開発し、殺傷兵器の輸出にまで踏み込み、いざとなったら米軍の指揮下で自衛隊を戦争に参加させるという重大な変質を国民に十分知らせることなく進めています。アメリカに言われるままに、軍事費をGDP比2%に引き上げたために削られるのは社会保障であり、子育て支援のための予算であります。さらに、地方自治体にとって重大な法改正まで行われようとしています。政府が国民の安全に重大な影響を及ぼす事態と判断すれば、地方自治体に指示ができる地方自治法の改定であります。政府の恣意的判断で自治体を国に従属させるものであり断じて許せません。アメリカに言いなり、大企業の利益最優先の政治のもとで最大の被害者は国民であります。岬町が国の言いなりになるのではなく、住民の苦しみに寄り添った温かみのある政治を断行することを強く求めて質問を始めます。

一点目の質問は、前回に引き続いて、岬町シルバー人材センターの過去の不正な運営についてお尋ねいたします。

繰り返し申し上げてきましたが、この問題を取り上げるのは、シルバー人材センターが定款の目的を果たせる組織として発展するために不可欠であると考えからであります。シルバー人材センターには、岬町から活動補助金が支出され、草刈り等の事業委託も行われているにもかかわらず、過去に横領という重大な不正が行われたことが発覚し、その他の疑惑も残されたままとなっています。この問題を放置したままではシルバー人材センターの健全な発展の足かせになりかねません。住民からも会員からも信頼される組織になることを願って質問をいたします。

今日はたくさん質問をいたしますので、私はちょっと早口でしゃべります。答弁者も聞き取れる程度の早口でご答弁の協力をよろしくお願いいたします。3月議会でお尋ねした点について幾つかお聞きします。

初めに、昨年12月7日付でシルバー人材センターが刑事告訴した横領事件についてであります。検察の判断が出されたようですが、結果を教えてください。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　中原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

岬町シルバー人材センターが刑事告訴しました横領着服につきましては、岬町シルバー人材センター事務局より不起訴になったと伺っておりますが、岬町シルバー人材センターに関わることで、実際のところは、岬町シルバー人材センターにご確認願います。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 不起訴というのは、要するに裁判にはかけないということでしょうか。不起訴になった理由については、総務省の事件事務規定というのがありまして、それによりますと、被疑者死亡から起訴猶予まで20の区分がありますけれども、不起訴イコール無実。要するに犯罪を行っていないとは限らないというふうに思います。私は今回の不起訴については、その理由は起訴猶予ではないかと考えておりますけれども、元局長が犯罪を行ったという認識はお持ちではないということでしょうか。先ほどのご回答でありますと、実際はシルバー人材センターに聞いてくれということでありましたので、私は犯罪が行われたというふうに証拠からも明らかであるというふうに思っておりますが、岬町はそうに判断されていないのでしょうか、お尋ねします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

今、ご答弁させていただきましたとおり不起訴になったということを伺っておるということでございます。

ただ、刑事告訴が起こったということですので、二度とこのようなことが起こらないよう適切な会計事務の実施を徹底するとともに、大阪府シルバー人材センター協議会と連携を図りながら、再発防止に努めていただきたいと岬町シルバー人材センターに文書で通知をさせていただいたところでございます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、文書で伝えたということでした。

初めてそれは聞いたので、ぜひその文書を頂きたいと思います。この場で資料請求をさせていただきたいと思います。

はっきり言うたらいいいと思うんですよ。横領は横領なんだから、それをはっきりと認めたらいいと思うんですけれども、いつまでたっても不適切な会計事務、会計処理という言い方で表現されます。もう明らかに横領が行われたということははっきりしていると思いますので、岬町もはっきりそのように態度を明らかにしたらいいかなと思います。

次に移ります。シルバー人材センターから岬町に提出された報告書についてお聞きします。

その報告書の表紙がお配りしている資料1であります。3月議会の折に、数々の不正疑惑についての報告書をシルバーに提出させるよう求め、シルバーからの報告書が岬町に提出されたとお聞きしました。岬町がシルバーに対して報告書の提出を求め、シルバーから提出されたことは前向きに評価をしています。この報告書は府民の声に寄せられた告発に答えるものでありましたが、本日は議会の時間に限りがありますので幾つかに絞って質問をしたいと思います。

質問の一つ目は、会員所有のパッカー車を使用し、草刈りを無料で処分したという件であります。まずこの不正の内容について確認をさせていただきます。資料2の下線部をご覧くださいと思います。

①からの5行分がその不正の内容に当たりますので、松井部長に読み上げていただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 申し訳ございません。資料1、2枚目の①のところですか。議員おっしゃいましたように、読み上げをさせていただきます。

①、会員所有のパッカー車、この会員はみさき公園が閉園した後も、岬町から園内の草刈りや清掃業務の委託を受け、園内の除草や清掃で発生したごみをパッカー車で処分場に搬入し、その処分代は無料となっているのを使用し、いきいきパーク内の太陽光発電施設内と外周の草刈り業務で発生した刈り草をパッカー車に積み込み処分代を無料にした。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 読み上げていただいたとおり、会員さんがもっているパッカー車があつて、そのパッカー車にごみを入れて美化センターにもって行くわけですが、普通の場合は計量に基づいてお金を払うわけです。その車は処分代が無料になっていると。このパッカー車を利用して本来払うべき処分代を無料にしたという内容の不正であります。

この不正の内容について詳しく質問をさせていただく前に、町に対して提出された報告書と大阪府シルバー人材センター協議会に提出された回答書の内容に食い違いが発見されました。お配りの資料2の右側に私が手書きで①という書いた部分があるんですけど、ここを確認したいと思います。これについてセンター職員がパッカー車で処分するよう指示したということはありませんと記載がされています。センター職員というのは、横領で告訴された元事務局長であります。ここで書かれているのは、元局長が指示をしていない、パッカー車を使って処分しに行けというふうに指示はしていないとこの資料2では記載をされております。資料3をご覧ください。

こちらは大阪府シルバー人材センター協議会に対して、岬町シルバーが提出した回答書の修正

というものであります。ちょっとこれいきさつがありますけれど、本日は時間の関係で回答書の修正が必要になった事柄については割愛したいと思います。資料3、手書きの①の下線部分をご覧くださいと思います。

草がらの運搬について、前局長からパッカー車を使用する旨の指示はありましたと記述されております。ここで言う前局長というのは現在は元局長でありまして、先ほどの人物を指しておりますが、資料2では指示していないとされていた人物であります。このパッカー車を使って美化センターに草がらをもって行けという指示を片ほうでは元局長が指示を出したとあり、もう片ほうでは指示を出していないとあります。正反対の事柄が記載をされています。

この2通の文書は資料1資料3の右上に記載のとおり、今年の2月28日、同じ日に、第36号、第37号として連続して発出をされています。

同じ日に連続して発出されながら正反対の記述となっているのは一体全体どういうことなのかと疑問を感じますが、結論をお聞きすれば結構です。どちらが正解なのか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

中原議員のほうから補助資料として出されております資料3が正しいです。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 資料3のほうが正しいということは、前局長からパッカー車を使用する旨の指示があったということが確認をされました。

間違っている記述がありますけれど、この誤りについては修正を岬町シルバー人材センターに対して求めるのでしょうか。うなずいておられますので、時間の短縮のために出てきていただくなくて結構です。

修正を求めるということでありましたので、迅速に修正を求めていただきまして修正された暁には、私にご報告を念のためにいただきたいと思います。

では、具体的な内容についてさらにお聞きしたいと思います。

資料2で、手書きで私が②と書いて下線を引いている部分をご覧くださいと思います。

ここでは、この処分代は後日、パッカー車の所有者から既に処理場に支払いを済ませていますとあります。支払ったからそれで済むというような話ではありませんけれども、岬町に支払われるべきごみの処分代がきちんと支払われたということは分かりました。では、それは何回分で、金額としては幾らであったかお答えいただきたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

無料になった処分代を後日、支払いを済ませた件につきましては、その当時担当部署宛てに、会員の方からそのような話がございまして、岬町シルバー人材センターに問い合わせたところ、令和4年7月11日から20日の間に業務を行った分で、その分は3日で合計1,980キログラム、処分代として1万9,800円を後日納入したとのことです。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 3日分、1万9,800円がこのパッカー車の所有者である会員から、お金を払っていなかったわけやから、支払われたということは分かりました。

こんなことはあってはいけないことでありますけれども、ほかに同様の事実はありませんでしたか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。

同様な案件といたしまして、岬町シルバー人材センター事務局が過去に遡って調べるために、処分場である美化センターに問い合わせがございました。

その結果、岬町シルバー人材センター事務局の調べでは、令和3年度、4年度の2か年間、業務場所7か所で処分重量合計1万4,930kg、処分代として14万9,300円が無料で処分していたと美化センターに報告がございました。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 およそ15万円分。これが岬町に支払われずに、この15万円というのは一体どこへ行ったのかというのはよく分かりませんが、これはもう明らかな詐欺的な手法で岬町としては損害を受けたと。本来であればこの約15万円というのは岬町に払われるものですから、この問題はそのまま放置するわけにはいかんというふうに思いますけれども、この先どのように取り扱われるのかお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

この件につきにつきましては、岬町シルバー人材センターから無料で処分していたと報告があった内容を処分場であります美化センターでも精査したところ、若干の差異が生じているとのことでありますので、再度きちんと確認した上で町として請求をしたいと考えております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 さっき最初に確認した1万9,800円、これはパッカー車の所有者が払ったわ

けですね。それで私は後で聞いたおよそ15万円これは同様の事実はありませんでしたかというふうにお聞きしました。それが7か所分、約15万円ありました。今、金額についてはどうやら差があるので再度確認をして、町として改めて請求するということですが、これ、どこに請求をするということになるのでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

請求先につきましては岬町シルバー人材センターでございます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 最初の1万9,800円は会員の個人が払った。およそ15万円についてはシルバーに請求する。同じ手法で行われた未払いだったのに、扱いが違うのはなぜかなという疑問は持ちますが、それはさておき、分かったので金額を確定して請求して払ってもらいますと。そんな簡単な問題なのではないかと私は思います。この際、岬町からシルバーを告発してはいかがかというふうに私なんかは思いますけれど、明らかに損害を受けておりますので、そんなふうに提案もしたくなるような事態であると思っていますけれど、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

まずはきちんと金額を確認して納めてもらうことが大前提と思っております。その後につきましては、一度検討させていただきます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 そんなもんを納めてもらったら、また不起訴になりますやんか。

もうあまりいろいろ言いたいことはありますけれども、今日は時間がないので言いませんけれど、請求をして納めてもらってそれでよしというわけにもいかないと私は思っています。

シルバーもいろいろな改善の努力をされているということを私は知っておりますので、その努力は引き続き続けていただきたいと思いますけれども、さっき資料を示しましたけれど、岬町に出された資料からも、私はあんまり反省の色を感じません。「すみませんでした」という感じがしないの。抜粋しか今日は載せていませんけれども、こんなどえらいことを書いているの、しらっと書いているわというようなことがいっぱいあります。ですので、そういう姿勢のままでは再発防止が本当にできるのかなというふうに私は疑問に感じますから、そこはしっかりと担当部局としても目配りをしていただきたいというふうに思います。もう少しお尋ねします。

元局長が会員として作業を行い、配分金を得ていたという件についてお聞きしたいと思います。

資料2の私が手書きで引いた下線部分のその下、線を引いてない部分ですけれども、02というふうにありますけれども、ここについてお尋ねしたいと思います。

元局長は受注した作業等を本来会員に全て発注するべきところを自らが会員として請負、ほかの会員の仕事を奪ってきたということが明らかになっています。報告書では、休日に会員として作業をして配分金を得たということが分かります。このこと自体に問題があるというふうに私は考えますけれども、もう一方で、報告書には、勤務時間内に前局長が事務員を同行させ作業したことはあると記載されています。これはどういう意味かといいますと、前局長という表現になっているのは元局長なんですけれども、この人は事務局長ですから、入ってくる受注に対してどこの班に、どこの会員にこの仕事をお願いしようかなとかいう割り振りやとか見積りを取ったりとか、いろいろ忙しいはずなんです。それなのに勤務時間中に作業をしに現場に出ていっていたと。それも事務局員を伴ってということが記載をされていました。それはいつのことなのか。またそのときも配分金を得ているのではないかと疑いを持つものでありますけれども、どうであったかお聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ご質問にお答えさせていただきます。

岬町シルバー人材センター事務局に確認しましたところ、この件につきましては大シ協、大阪府シルバー人材センター協議会からも指摘を受けて、元事務局長が勤務日に作業を行ったことがあったということでございます。

○中原　晶議員　いつかは分からないということかな。金額。配分金を得ていたか。

○松井しあわせ創造部長　勤務日に配分金を受け取っていた日については、岬町シルバー人材センター事務局に確認をしたところ、勤務日に作業を行った日は、有給休暇を取得して行ったということでございますが、有給休暇を取得せずに会員として作業を行った日もあり、会員として配分金を受け取った日につきましては、その給与を日割り計算して、補助金の対象経費から除くよう大シ協から指摘を受け、補助対象外経費に計上しましたが、補助金の額には影響はなかったと聞いております。その日数につきましては3日ございました。その日がいつなのかにつきましては、岬町シルバー人材センターにご確認をお願いしたいと思います。

○竹原伸晃議長　中原　晶君。

○中原　晶議員　堂々と給料の二重取りをやっていたということですね。元局長というのは正規の職員としてシルバーに雇われているわけですから、月々のお給料ももらい、当然ボーナスももらっていましたね。その日々の給料をもらいながら、その勤務日に作業をして作業した分の配分

金も受け取るということをやっていたということですからね。きちんとお答えいただいてありがとうございます。

シルバーの内部では、この問題はどうか扱ったのでしょうか。先ほど日割り計算して5万8,146円、3日間で5万6,046円かと思って私の収入より多いわと思って聞いてしまったんですけど、それは先ほどご説明いただきました岬町の補助金との関係でいうと影響しないということやという説明かと思います。

ただ、日々のお給料ももらい、3日分が5万8,146円でしょ。その日に配分金ももらったと。この問題はシルバーの内部ではどう扱うんですか。二重取りをそのまま放置してはるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

先ほどもご答弁させていただきましたとおり、有給休暇を取得せずに欠勤扱いとなった日数は3日ございまして、元事務局長の1日当たりの給料換算しますと、3日分で5万8,146円でございます。この件につきまして、岬町シルバー人材センター事務局に関わることでございしますので、詳細につきましては岬町シルバー人材センターにご確認願いたいと思います。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今日、シルバーに聞け、シルバーに聞けという回答が多いですね。私はシルバーの正常化を願って、正常化を求める会という会をつくっておられる住民団体、その皆さんとも一緒にシルバーの方と懇談といいますか、交渉といいますか、いろいろやらせてもらっていますので、その折にも聞きたいとは思いますが、これはお給料の話やから、お給料のことだけではないけれど、人件費のことは岬町も調査できるんです。だから本当はやってもらわないとあかんです。すちょっと今はここまでにしておきます。

次に、資料4に基づいて質問をいたします。

これは岬町シルバーから提出された報告書からの抜粋ですが、府道木ノ本岬線の草刈りを岬町からシルバーに依頼された作業に関わる不正についての記述であります。下線部を読み上げます。

警備会社に警備日報をもらい、センターで日報に書き込んで作成し、町に報告書を提出したとがありました。確認ですが、これは警備員を配置していなかったにもかかわらず、警備日報をシルバーの事務局が偽造したということなんです。念のため確認をさせていただきます。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

警備会社の警備日報の偽造につきましては、補助資料で議員が示しておられますその報告書の下線の次に記載があるとおり、業務完了において委託料の積算以上の警備員を配置していたことで、岬町シルバー人材センターで作成した日報は使用されず、不正請求はなかったとのことでございます。

ただ、岬町シルバー人材センターが作成した日報が使用されなかったとはいえ、配置警備員数が少ないと思い、一度は発注者に提出した経緯であることから、今後は仕様書に基づき忠実に業務を遂行するよう岬町シルバー人材センターに要望しております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 そうなんです。不正請求にならなかったらいいという問題とは違うんです。警備日報を警備会社からわざわざもらってセンターで日報に書き込んで作成をし、これはもう偽造じゃないですか。それを一旦は町に報告書として提出したと。むちゃくちゃやなというふうに私は思っています。偽造と言えば、前回の一般質問でお聞きしました領収書についてもお尋ねしたいと思います。

念のため資料5につけておきました。資料5として、これは前回の一般質問でもお示しましたが、今回は手書きで丸印を入れたものを改めて資料として用意をさせていただきました。

左側の領収書をコピーして、右側の領収書をつくったのではないかと前回お聞きしましたが、調べる必要があるということをご答弁いただいていたので、調べた調査の結果をお聞きしたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

この件につきましては、岬町シルバー人材センター事務局に関することなので、岬町シルバー人材センターにご確認願いたいと申し上げたいところでございますが、3月議会の答弁で、私はこの書類の存在の有無について理事として事務局に確認する必要があると。また、記憶では、厚生委員会の中で再度質問がございまして、その件につきましては事務局から理事会にこの件について報告があると答弁をさせていただいた経緯がありますので、岬町シルバー人材センター理事会の中で話し合われた内容に関わりますので、詳しい内容は申し上げることはできませんが、結果だけ申し上げますと、領収書の写しに数字を書き換えた書類が存在していたことが確認されております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 これは事実として存在するものだということが確認されました。

よくぞご答弁いただきました。また、シルバーに聞いてくださいと言われるのかなと思いました。

それでこの書類は存在するとなりますと、これは公文書偽造の疑いが出てくるんですね。岬町が岬町の名前を語られて書類を偽造されたということなわけです。ここでも犯罪行為が疑われるわけです。これをどう始末をつけるつもりでしょうか。この点でも、岬町がシルバーを訴えても何もおかしくないと思いますけれど、いかがなさいますか。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

今回の件につきましては、決して許される行為ではなく、二度とこのようなことがないよう適正な業務の遂行、事務処理に努めていただくよう岬とシルバー人材事務局に強く求めてまいります。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今のような答弁で住民の皆さんやシルバーの会員の皆さんが納得されるだろうかとは私は率直に疑問を持ちます。

引き続きお尋ねしたいところですが、あと2件ありますので、あと2件を先にさせていただいて、時間が残ればシルバーのことをもう少しお尋ねしたいと思います。

二点目のまた後でシルバーのことも言いますが、なんかもう本当にひどいなという感じを受けているところです。時間の都合上、二点目の自衛隊への名簿提供についてお尋ねしたいと思います。

昨年6月議会の一般質問において、自衛隊へ高校、大学卒業の年代の名簿提供を行わないように求め、岬町は名簿の提供を行っていないと答弁をされました。

そして、今年3月議会の総務文教委員会においても同様のご答弁をいただいております。小さな町の大きな勇気だと私は大いに評価してきたところであります。自衛隊は自衛官募集のために、市町村の住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日、住所、性別という個人情報紙や電子媒体で提供するように求めています。これに自治体が応じる法的根拠も義務もありません。自衛隊は、応募者数の減少や定員割れが続いておりまして、自殺者、中途退職者が増加をしております。自衛隊内におけるハラスメントや性暴力などが明るみに出て、改めるべきは、組織そのものではないかと私自身は考えるものであります。自衛官募集事務における自治体との連携強化は、政府による戦争する国づくりと軌を一にするものでありまして、18歳、22歳の若者

の個人情報自衛隊に提供すべきではないことをこの場でも改めて主張するものであります。

今回この問題を取り上げるのは、提供していないとしてきた議会答弁と大阪府の示している資料等との食い違いがあるからであります。質問資料6をご覧くださいと思います。

これは令和4年度、2022年度の自衛官募集主管課長等会議という会議が行われておりまして、そこで配布された資料の抜粋です。市町村の皆様にお礼申し上げたい事項を②として、一番下の行に名簿を提供した市町村が令和3年度43団体中20団体から令和4年度は43団体中43団体、大阪府下全ての市町村が提供したと記載されています。

続いて資料7これは先ほどの資料6、翌年の同じ会議の資料で、一番下の行に、令和4年7月時点で、大阪府内全43市町村から提供の同意をいただいておりますとあります。さらに資料8のこれは竹原議長の2022年5月9日のフェイスブックの記事でありますけれども、自衛隊大阪地方協力本部から18歳と22歳の名簿提出の依頼を受けて、他の自治体同様に、岬町も協力することを見守らせていただきましたとあります。これらの資料を見ますと、議会での私の質問への答弁に疑念を抱かざるを得ません。事実として、岬町は名簿の提供をしていないのかどうか、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 総務部理事、南 大介君。

○南総務部理事 中原議員のご質問にお答えいたします。

まず岬町の自衛隊への名簿提供の状況につきましてご説明させていただきます。

自衛隊への情報の提供につきましては、自衛隊法の規定に基づき、自衛官等の募集に関し、必要となる情報に関する資料の提出を防衛大臣が市区町村の長に求めることができ、市区町村の町が提供する資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題が生じるものではないという閣議決定が令和3年2月にございまして、その内容が各市区町村に通知されたことにより、他の自治体において資料提供がなされているものと認識しております。

これまで岬町では、防衛大臣より募集対象者情報の提供依頼がなされておりますが、本年3月の総務文教委員会で答弁して示しておりますとおり、自衛隊への名簿提供は行っておりません。

なお、本町では、住民基本台帳法第11条第1項の規定により、防衛省自衛隊岸和田地域事務所により住民票の閲覧が行われており、住民基本台帳の閲覧状況につきましては町のホームページで公表を行っているところでございます。

続いて、大阪府との資料の食い違いにつきましてご説明させていただきます。

議員お示しいただいております資料ですけれども、こちらにつきましては先ほど説明がありま

したとおり、自衛官募集主幹会議の資料ということで、こちらにつきましては大阪府が主催しておりまして各府内市町村の担当課長が出席する会議となっております、その会議の資料でございます。その会議の資料との食い違いにつきましては、同会議の主催者は大阪府でありますことから、大阪府に対しまして、岬町の対応状況を再度説明し、訂正を求めているところでございます。

また、本年度も同様の会議が行われると伺っておりますので、資料の内容についてあらかじめ確認をさせていただきたいという旨を大阪府に申し上げ求めているところでございます。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 名簿の提供はしていない。閲覧にとどめているということが確認されました。大変結構でございます。

また、答弁の中で大阪府に対して記述の訂正を求めていると今年もこの会議はやられるでしょうから、あらかじめ資料を確認させてくれということまできちんと申し入れられているということで大変結構な答弁だったと思います。

引き続き虚偽の記載をされることがないように、大阪府に対して強く申し入れていただきたいと思います。

ただ、先ほど答弁の中、防衛大臣は確かに求めることはできるんです。問題ないとか言うているけれど、これは個人情報保護法との関係でも問題はないことはないです。それで自治体には先ほど来申し上げているとおり、提供の義務はありませんので、この件について、また法律に基づいていろいろやり合いたいところなのですけれども、私には時間が残されておりません。また機会があれば、論戦したいと思いますけれども、答弁としては結構な内容で岬町としては提供しないという姿勢をぜひ貫いていただきたいと求めています。

最後の三点目、大阪・関西万博への子どもたちの無料招待事業についてお尋ねいたします。

2025大阪・関西万博の開催まで1年を切りました。会場建設費や運営費の相次ぐ値上げや能登半島地震の災害復旧の妨げになるなど批判の声がある中、3月28日には会場予定地内の工事現場で爆発事故が発生いたしました。地中に埋められているごみから発生しているメタンガスに引火するという夢洲の構造上想定されていた爆発であります。幸いけが人はありませんでしたが、爆発事故現場は子どもたちが昼食休憩を取るとされている団体休憩所のすぐ近くのトイレであります。5月30日には、万博の中心であるパビリオン地区でも2か所メタンガスの発生が確認されております。万博会場はどこで爆発事故が発生してもおかしくない危険な場所であり、開催の是非が問われる事態となっております。いまだに避難計画もなく、台風や地震など自然災害が

発生した場合、アクセスが橋とトンネルの二つしかない夢洲からどうやって安全に子どもたちを避難させるというのか不安であります。大阪府はこんな危険な場所に、学校行事として子どもたちを無料招待する計画を進めています。５月末までと期限が定められた意向調査を学校に押しつけ、学校行事として子どもたちを万博に動員するのはやめるべきだと考えるものでありますが、幾つか質問をいたします。時間がないのでまとめてご答弁いただきたいと思います。

一つ目に５月末期限の各学校の参加意向調査の結果について、二点目、交通手段や熱中症対策、昼食場所の確保の計画はどうなっているのか。三点目、学校行事としての目的が果たされるのか、この三つについて教育委員会からまとめてご答弁をいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えいたします。

まず一点目、５月末までの各学校の参加意向調査結果につきましてということでお答えさせていただきます。初めに、令和６年５月１日に大阪府都市教育長協議会と大阪府市町村教育長会の連名で、大阪府教育委員会教育長に２０２５年日本国際博覧会児童生徒招待事業について、早期に解決すべき問題などを検討し、緊急要望書の提出をしたところでございます。

要望内容につきましては、国内外から多くの来場者が訪れることになる公共交通機関や会場内の混雑が見込まれる中、府内各校から会場への交通手段を始め、会場内の安全かつ円滑な滞在、活動、移動を確保する旨や、子どもたちが安心安全に大阪・関西万博を体験できる環境整備に配慮していただけるよう、１、子どもたちの安心安全な移動手段の確保、２、子どもたちが安心安全に過ごすことのできる場所の提供、３、円滑なパビリオン見学、会場内の移動など、３項目に分けて要望いたしました。２０２５年大阪・関西万博において、次代を担う子どもたちに、世界１５０か国を超える国々の英知が集結された最先端の技術やサービスなどに直接触れる体験を重ね、将来に向けて夢と希望を感じ取ってもらえることを目的とした２０２５年日本国際博覧会児童生徒招待事業におきまして意向調査がありました。今回の調査では、府内約１，９００校の９割に当たる約１，７４０校から回答があり、来場を希望するは約１，３９０校、未定、検討中は約３５０校、未回答は約１６０校で、未定、検討中や未回答の学校に意向調査を続けるとともに、希望する学校の来場日や交通手段などを調整すると聞き及んでおります。本町立小・中学校の移行につきましては、学校単位で行い本調律小中学校４校全てが参加の意向調査を提出いたしました。

二つ目にある交通手段や熱中症対策、昼食場所の確保の計画についての回答をさせていただきます。

交通手段につきましては、観光バスを利用する方向で検討しております。大阪府が確保している観光バスにつきましては、確保台数に限りがあると聞き及んでいることから、各学校においてもバスの確保について検討してまいりたいと考えております。熱中症対策や昼食場所につきましては、先ほどお伝えした緊急要望の中に、子どもたちが安心安全に過ごすことのできる場所の提供として、府内中学校生徒は屋根付きの団体休憩所が利用できず、芝生広場やリング下のベンチで食事可能な旨が示されております。学校ごとに食事を取ることが可能なのか、夏の暑さを考えると熱中症回避のための十分な日陰はあるのか。雨が降ったらどうするのか、地震津波など災害時の避難方法などを要望として挙げております。また、下見の早期実施を進めていただけるよう、合わせて要望しております。

三点目の学校行事としての目的が果たされるのかというご質問にお答えさせていただきます。

遠足などの行事は、郊外の豊かな自然や文化に触れる体験を通して、学校における学習活動を充実発展させる。また、校外における集団活動を通し、教師と児童、児童相互の人間的なふれあいを深め楽しい思い出をつくることを狙いとして、学習指導要領で示されております。

つきましては、遠足などの行事として大阪・関西万博へ行くことは問題なく学校行事としての目的が果たされ则认为します。55年ぶりに開催される大阪・関西万博は、子どもたちが最先端の技術で未来や世界を体感し、かけがえのない体験ができる学びの場として期待を寄せるものであります。子どもたちにとって思い出深い学びの場となれるように安全安心に参加することができるよう、環境条件整備が要望どおりに整備をしていただけることと確信しております。

また、6月末から7月初旬頃に大阪府教育委員会から改めて説明報告があると聞いております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ご答弁の中でもこれだけ不安要素が多いのに問題なく学校行事としての目的が果たされ则认为するという答弁は、私は率直に言って耳を疑います。学習指導要領のことを触れられましたけれども、そこで言われている遠足等の事業では安全というのが大前提と定められています。環境条件整備が要望どおりに整備していただけると確信しております。確信する、しないというのは個人の自由なんで。信じることやから。それは自由なのだけれど、この確信が裏切られたらどうなさるおつもりなんですかということを聞きたいです。先ほど一番初めに触れられた市の教育長会、それから町村の教育長会、町村の教育長会にはここにおられる古橋重和さんですから、連名で出された緊急要望書、非常にこれ真つ当なことが書かれていると思います。生徒のこと、それから引率する先生方のことを考えたら、もう極めて真つ当なことが要望として書かれていると思います。ただ、これがほんまに要望しているとおりにちゃんとやってもらえるの

かどうか、ここについては私は深い疑念を持っています。

もう言いたいことがいっぱいあるねんけれど、もう時間がないから聞きますけれど、確信しておられる要望どおりに整備をしていただけると確信しておられるようでありますけれども、この確信が裏切られたらどうされるんでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 ご質問にお答えいたします。

確信しておるとというのが信じていると先ほどおっしゃったとおりでございます。

まず裏切られたらというところになりますけれども、まずこのような整備状況が要望したおりに環境整備ができていないとなってくると、大阪府にまず、なぜなのかというところを確認させていただこうと思います。裏切るというふうには、今のところは考えていないんですけれども、何とか子どもたちをこのように万博にご招待していただけたというところでありますので、必ず安心安全に整えてくれることを考えておりますので、もしできない場合はなぜできないのかというところを追求していきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 そういう姿勢では困るんですよ。何が何でも万博に連れていく、ではあかんです。そもそも行く行かないを決めるのは学校やないですか。それを教育委員会として何が何でも連れていくのだと。環境の整備が整わなかったら、府に何で出来へんねん、これやったら行かせられないじゃないかというようなことを言うてもらったら困ります。それは立場をわきまえてもらわないといけません。そうではないと思うんです。私は最初から言っているけれど、こんな危険なところに連れていくべきではないというふうに思います。

交野市長が立派な態度を取られました。交野市には14校あるそうです。小中学校全部の学校に聞きました。連れていきたいですかと、どこの学校も連れていきたいとは言いませんでした。だから学校単位で連れていくことは別にせんでもよろしいよというふうに表明をされたんです。今、徐々にあちこちの学校で、要は、学校単位では行きません。登録の何とかいうプロモーションコードというんやったかな、そんなんがもらえたら、もう生徒に自分で行きたいときに登録して行きたいときに行きというふうにしますと表明した学校もあります。もともともう行きませんというふうに表明しているところもあります。ただ、さっきの意向調査。これはひどいよね。行かへんと答えられないねん。参加しますか、その日はいつ希望ですかという項目と参加未定、検討中この二つしかないわけです。これはもう行くことを前提としているような調査を大阪府の教育長がやっ取るわけで、それ自体も本当にけしからんと思っていますけれども、私はこういう危

険な場所に子どもたちを連れていくべきではないということを改めて主張したいというふうに思っています。

それでちょっとしか時間ない。もう答えてもらう時間はありません。シルバーに戻ります。

最後に、予定していた質問はこのシルバー人材センターの元局長のお給料のことなんです。最初の2年間は岬町の役場の再任用職員として派遣されていました。その先のことを聞いたかつたんですけれど、また次の機会にお尋ねしたいと思います。

○竹原伸晃議長 中原晶君の質問が終わりました。

次に、坂原正勝君。

○坂原正勝議員 公明党の坂原でございます。

ただいま発言の許可を得ましたので、通告に従って質問をいたします。

言うまでもなくこの場での議論は全て住民福祉の向上のために行われるものでございます。したがって、答弁者におかれましてはこの議論を聞いている住民の皆さんに分かりやすい答弁をされるようにあらかじめ求めておきます。

初めにAEDの有効利用についてお聞きします。AEDは最近テレビ・ラジオ・マスコミなどでもよく聞く言葉でその認知度も上がってきているというふうに言われております。簡単に言いますとこのAEDとは心臓がけいれんして血液を流すというポンプ機能を失った状態になったときに、電気ショックを与えて正常なリズムに戻すための医療機器のことというふうに説明してあります。

最初にお聞きするんですが、岬町内でのAED設置場所とその場所の周知方法はどのようなになっていますかお答えください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、川井理香君。

○川井しあわせ創造部理事 坂原議員のご質問にお答えいたします。

AEDの普及が進んでいる中、いざというときに誰でもAEDを有効利用できるようにという視点からとても住民の命を守るために重要なことだと考えております。先ほどAEDについて簡単にご説明をいただいたところです。AEDにつきましては議員おっしゃいましたとおり、突然の心臓発作を起こされた方に対して電気ショックを与え救命する自動体外除細動器のことです。心停止のうち心室細動、無脈性心室頻脈と呼ばれるいわゆる死に至る致死性不整脈に対しまして、AEDの使用した電気ショック。除細動を与えることで心臓を正常な動きに戻すことが有効な治療法となっております。AEDの操作は機械に電源を入れましたら、あとは全てAEDの音声指示に従って操作をしていくことができるものとなっております。電極パッドを素肌に

直接張りますが、張る場所もパッドにイラストで示されており、右の鎖骨下と左の脇腹となります。その後、AEDが、電気ショックが必要な状態かどうかを判断し、必要があれば周囲の安全を確保してショックボタンを押すよう指示がございました。このように全てAEDの機械の判断による音声で行われるものとなっております。

救命率を上げるためには、現場に居合わせた人から始まります救急要請、心肺蘇生、AEDによる処置が迅速に行われる必要がございます。実は平成16年7月にこのAEDが医療従事者ではない一般市民にも使用が許可をされました。それ以降、年々AEDの普及が進んでいったという背景がございます。平成16年7月以後令和2年の12月末までの間に全国で約120万台のAEDが販売されまして、そのうち現在65万台が市中に設置されているというふうな調査も行われておりますし、年間約9万台が販売されているという調査もございます。

先ほどご質問いただきました、岬町での設置場所と周知についてはどのように行っているかということですが、まずAEDの設置場所につきましては、一般財団法人日本救急医療財団のAED適正配置に関するガイドラインというものがございます。この中にはAEDを効果的に使用するため、設置場所として人が多数集まる公共施設。例えば役場、公民館、駅やバスターミナル、道の駅、また運動をするスポーツジム等の運動施設、高齢者のための介護福祉施設などに設置することが推奨されております。ここで岬町内の設置場所につきまして把握しておりますのは、役場や学校保育施設など21か所の公共施設となっております。またAEDの普及に伴いまして地域の銀行、薬局、介護福祉施設などにも民間施設でも設置が行われているというふうに聞いております。

また、設置場所の周知といたしまして、岬町におきましては、岬町デジタルマップにAED設置施設の情報としてピンク色のハートマークで掲載をしております。掲載施設につきましても、町が把握しております21か所です。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 町内には21か所、公共施設の21か所に設置しているということでした。その場所については岬町デジタルマップに掲載しているということでした。デジタルマップ自体も住民にどれだけ認知されているかというところもありますが、では、公共施設21か所ですけれど、その施設の中のどこにAEDがあるのかというところまで明確に示されているかというのが気になります。例えば、この岬町役場。確かにこの役場にも設置されているだろうと思いますがどこにあるのか今分かる方はおられますか。あそこで見たでという方おられますか。議長、分かりますか。多分見えていると思うんです。どこかでは、けれども意識に残っていないわけです。それだ

ったら、いざというときに間に合わないのではないかというふうに思うんです。ですのでまず岬町内のどこにあるのかという位置も周知すると同時に、その施設の中では、特に公共施設におきましては、ここにAEDあるよという看板とか、また玄関に入ったらAEDはこっちですというそういうの分かるようなそういう指示するようなものが必要ではないかと思います。ちなみに役場では総合案内の後ろにあるんですか。1階のね。ということだそうです。なのでその場所をはっきりと明示するということが必要だろうということは大事であると思います。

今、担当課から詳しいご説明ありましたけれど、私なりにちょっと調べてみました。それによりますと、全国で救急車が119番通報してから、現場に到着するまでの平均到着時間というのは8.7分だそうです。また、AEDの電気ショックによる蘇生措置ですね。AEDによる電気ショックが1分遅れるごとに社会復帰率は7%から10%下がると言われているとのこと。心臓停止になって倒れた。その電気ショックで心臓を動かすというのは、1分遅れれば高い数字だと10%社会復帰できなくなるというんです。救急車到着まで8.7分なんですよ。1分10%、救急車が来るまでに既に80%から90%まで社会復帰できないことになるんです。ということは、1分でも早くAEDを使用することが大事だということは、今のデータから分かると思います。

また、別のデータですけど、日本で倒れた人を見かけた際、倒れるというのは職場にしろ、屋外にしろどこでも倒れた人、それで心停止しているというそういう人を見かけたときに、見かけた人の中でどれぐらいの人が心肺蘇生をしているか。心臓も動かすようにそういう措置をしているかというそのデータもあるんですが、毎年57.9%の人がこれは胸骨圧迫、心臓マッサージですね。心臓マッサージをしているということなんです。たまたま自分がそういう人を見かけたときに、約半分の人がもう心臓マッサージをしているというわけなんです。そういうデータがあると。二人に一人がその心臓マッサージを実施しているということになるんですね。

先ほど紹介ありました平成16年7月からこのAEDが、一般人にも使ってもいいよと認められたんです。日本は世界でも有数のAED保有国というふうに言われているそうです。数が多いということですよ。国内にそれだけ数が設置されているということなんです。しかし、実際にAEDが使用されているのは、これは2019年のデータでは、1年間で1,311件が実際にAEDが使われていると。これは病院の外で倒れた際、病院の外というのは病院の玄関の前ではなくて、病院以外の場所です。屋外とか職場とかそういうところ。そういうところで倒れて心肺停止になったと。その心肺停止で人を倒れた方がAEDで電気ショックまで受けた人の割合は僅か5.1%だったそうです。心臓マッサージをする人が半分、57.9%いるにもかかわらず

ず、AEDの電気ショックまでしてもらった人は5.1%にとどまっているという。これはこのデータはAEDメーカーのフィリップスというところのデータです。

先ほども紹介がありましたが、AEDは操作方法を音声でガイドしてくれて誰でも簡単に使えるシンプルなつくりになっています。それにもかかわらず、AEDの使用率は低いのはなぜか。その原因の一つとして、すぐに使用できる場所にAEDがないということが挙げられるということです。だから、どこにあるのかが大事だということなんですけれど、もちろん数も大事ですし、どこにあるのかというのが大事だと思うんです。ここまでAEDの設置場所や必要性について考えてきましたけれどでも、実際にAEDを使用するには救命講習。AED操作の講習です。講習を受けなければならないというふうに思います。そこでお聞きするんですが、町内の救命講習受講者数はどのようになっていますか、お答えください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 議員のご質問にお答えいたします。

救命講習の受講者数につきまして、泉州南消防組合に尋ねましたところ、泉州南消防組合にて、救急に関する講習会といたしまして、救命入門コース、普通救命講習、上級救命講習などがございます。令和5年度の実績をご紹介します。泉州南消防組合の救急救命士が講師になって実施された救命講習は合計232回開催され、受講者は1,378人の方が受講されております。このうち、岬町内で実施されました救命講習につきましては、合計で15回、受講者は249人となっております。参考までに、令和4年度は11回、168人、令和3年度は12回、82人と聞き及んでおります。

また、岬町の各施設や小中学生に対しまして、救急救命士による指導や、女性消防団の補助のもと、救命講習会やAED模擬体験講習会が行われており、AEDの使用について訓練、普及啓発が行われております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 AEDを使うその救命講習の受講者は令和5年で249人と。その前が168人、その前が82人とありました。増えてきているようになっているんですけれど、これは今後も毎年続けていくものでしょうか。受講を促す啓発活動というものはどのように実施しているかお答えください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまのご質問にお答えいたします。

救命講習の募集等につきましては、まず小中学校には、岬町危機管理担当と各小中学校の先生

方と連絡調整させていただきまして、それぞれ救命講習会の参加をお願いしております。ちなみに、小学生は小学5年生を対象に毎年行っているものでございます。一般の住民の方につきましては、今後、積極的に、開催される場合の募集に取り組みたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 また別のデータを紹介しますと、一般市民による心肺蘇生実施の生存率、社会復帰率というデータがあります。さっきもちょっと紹介しましたが、またこれは別のデータで令和2年中に一般市民が目撃した心肺機能停止傷病者、心停止の人は2万5,790人。一般市民が目撃したんです。そのうち一般市民が心肺蘇生を実施した人は、1万4,974人58.1%となっている。一般市民が心肺蘇生を実施したその患者のうちAEDを使用して電気ショックを実施した傷病者は患者は1,092人、実際にAEDを使ってやってもらったのは1,092人なんです。この1,092人中でそのうち1か月後、生存者数は581人53.2%が生存しており、1か月後です。また、今のその1,092人のうち1か月後、社会復帰者数、1か月後にもう社会復帰したというんです。心停止で倒れたけれど、一般市民の人に電気ショックでやってもらって1か月後にはもう社会復帰したその人は479人、43.9%となっています。

これは総務省、消防庁令和3年版救急救助の現況より引用しました。一般市民の心肺蘇生、心臓マッサージとかそんなのも入れるけれど、AEDを使ったほうが1か月後、社会復帰するのが増えているということです。この数字、大ざっぱに言いますとこれはAEDが普及して、救命講習の受講者が増える、AEDを使える人が増えてくると助かる命が増えてくるのではないかということを示しているというふうに思います。

先ほどはAEDは普及しているけれども使いにくい、使っていない。それは場所が分からんからやという話がありました。では、AEDの位置情報を分かりやすくするにはどうすればよいかについてちょっと調べてみました。現在地から最寄りのAED設置場所まで誘導してくれるという救命サポーターteamASUKAというアプリがあるということが分かりました。これは新聞記事で見たんですが、このアプリに登録していると現在地、今自分のいるところでそのアプリを開くと、一番近いAEDのところまで誘導してくれるというんです。そういうアプリがあると、しかも無料だとあります。

先ほど町内の公共施設は21か所とありましたけれど、紹介もありました。ほかにも例えば、病院、コンビニから銀行、スーパー、民間施設にも設置している場所は多くあると思われます。先ほどの岬町のデジタルマップには公共施設しか載っていないんです。民間のは載っていないんですよね。このアプリにはAEDを設置しているところが全て網羅できるということなんです。

ただし、それはアプリに登録せなあかんということですよね。どこにAEDが設置されているよというのを。これは一般市民誰でもここにもあるわというので登録できるというもので、そういうのが広がっていくと町内全てのAEDの位置が分かってくるのかなというふうにも思うんです。

AEDの町内で公共民間の全ての設置場所を把握するためにも、このようなAEDの位置検索、誘導アプリを活用してはどうかと考えますが、担当課のお考えはいかがでしょうか。答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部理事、川井理香君。

○川井しあわせ創造部理事 坂原議員の質問にお答えいたします。

チームアスカのアプリのご紹介ありがとうございました。先ほどご説明いたしました岬町のデジタルマップにおいてもAEDの位置検索、また設置場所までの経路を表示することができます。ただ先ほどご指摘がありましたように、岬町デジタルマップにおいてのAEDの設置位置、施設名称、設置場所の住所等の登録をさせていただいてまして、施設によりましては備考といたしまして、利用可能時間でありますとか、設置位置等が記載されているものがあるんですが、まだまだ不十分な状況であることは認識しております。これら岬町のデジタルマップを有効に活用していただけるようにこれらの備考の方に設置場所であるとか、あと利用時間であるとか必要な情報を施設管理の担当の方と協力をして、情報の充実に努めていきたいと思っております。

いわゆるAEDの情報、私もアプリ等どんなものがあるのかと思いついて検索しましたところ、ご紹介いただきましたチームアスカが公益財団法人日本AED財団がつくっておられて、フリーで公開されてるもののほか、日本救急医療財団の全国AEDマップ、また民間の会社がつくっております日本全国アスカマップと幾つか複数のマップがございました。この中で先ほど議員も少し懸念されてましたように、これらのアプリにつきましてはフリーのものになっておりまして、まずAEDの場所情報等を一般の方が登録をすることができて有効利用しようというものがチームアスカでございます。また日本救急医療財団のAEDマップにつきましては、AEDを販売している業者から販売先施設にこの日本救急医療財団の全国AEDマップにAED情報を登録していただいて、販売されたものですので、確かにその施設にあるということが分かるようになっているものでございます。

日本全国AEDマップにつきましては、どちらかといいますと任意のものになりまして、皆さんが見かけたときに登録をするというものになっております。一般の方に基づくAEDマップにつきましては、もちろんAEDの利用に関してなので善意のものではございますが、その登録された施設、その情報等が古くなっていったときに、それを管理する者がいないという状況になり

ます。AEDの情報はやはり利用するとき確実にその施設に使用可能なAEDがあることが一般の市民の方に伝わらなければ意味がないと私も考えております。この中で、岬町のデジタルマップをあわせ、こういったAEDアプリの活用につきましては、このようなアプリがあるのでぜひ活用してくださいということを住民の皆様にも周知をしたいと思います。

また、こういったアプリへの情報登録につきましては、岬町の公共施設の情報につきましては可能な限りまた登録していきたいと考えておりまして、その中で正確性であるとか、利用が可能であるということを住民の皆様を知っていただきたいと思います。

先ほども万が一のときに速やかにAEDが使用される重要性を坂原議員からご紹介いただきました。この中で泉州南消防組合様におかれましても、昨年度より登録されたAEDの設置情報をまちかど救急ステーションという形で119番通報時に案内して利用しているということをお伺いしております。AEDの使用を促進して救命率の向上を目指していると伺っています。ですので、本町におきましても公共施設等につきまして、このまちかど救急ステーション事業に参加して、119番通報時に町内にありますAEDが一つでも多く必要な方のもとに届くように取組を進めてまいりたいと思います。またAEDの普及また利用に関しましては、町のホームページや公式LINE等で広報媒体を使ってよりAEDの周知、またアプリ等が皆様に広く知っていただけるように普及啓発に取り組みたいと考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 泉州南消防でも119番通報したときに、その近くのどこにAEDがあるよということを教えてくれるとそういうシステムがあるとのこと。様々な方法を使ってAEDをもっと有効に利用できるようにこれからも取り組んでいってほしいと思います。引き続き検討をお願いします。

次に、AEDに三角巾を設置してはどうかについてお聞きします。

これはAEDを使用する場合女性に対してAEDを使用するというケースが低いというデータがございます。それはAEDの電極パッドを取り付ける場合、どうしても肌を露出してしまいうため、救命処置をする方がちゅうちょしてしまうということから起こるとあります。

最近AEDと一緒に三角巾を設置する自治体が増えてきています。心肺蘇生は1分1秒を争うことから、女性に対してAEDの使用をためらわないようにするため、また女性のプライバシーを保護するとともに、応急処置などにも使える三角巾を体にかぶせて処置をするというそういう使い方をするのが三角巾です。本町におきましても公共施設で管理するAEDにこの三角巾を配備してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまのご質問にお答えいたします。

AEDに三角巾を設置してはどうかということで、まず東京都多摩府中保健所の女性に配慮したAEDの使用方法というのが公開されておりましたのでご紹介させていただきます。

令和元年5月に京都大学の研究グループによる次のような報告がありました。平成20年から27年にかけて、全国の学校の構内で心停止となった子ども232人について、救急隊が到着する前にAEDのパッドが装着されたかどうかを調べましたところ、小学生と中学生では男女に有意な差はありませんでしたが、高校生になると、男子が83.2%、女子が55.6%と30ポイントの大きな差が出ていました。研究グループによりますと、女性の服を脱がせることへの抵抗感からAEDの使用率に男女差が生じているのではないかと分析されておりました。実際AEDはパッドを素肌に貼りますが服を全て脱がせる必要はなく、パッドを貼った後、その上から服などをかけて肌を隠すようにしてもAEDの機能に影響はございません。このことから性別に関係なくAEDを使用できるよう、さらにAEDの使用に対する心理的抵抗感を軽減できるよう、啓発資材「女性に配慮したAEDの使い方」が作成され、AEDとともに三角巾や風呂敷など、布を設置する施設が増えております。三角巾などを用意しておけば、男女問わずプライバシー保護だけではなく、負傷者への応急処置にも役立つことから、本町においても施設に設置しているAEDに啓発資材とともに三角巾などの布を常設し、AEDの使用が肌を隠す配慮のもと、速やかに行われるよう取り組んでまいります。

本町では施設管理者と協力し、先行する事例もございますので、その優れたところを取り入れながら、より一層町民の方が誰でもAEDを有効活用できる環境づくりと対策に取り組んでまいります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 ぜひよろしく願いしておきます。

質問して答弁を受けたわけですが、答弁者が変わっているんですね。ということは、これはAEDの担当部署というものがはっきりと決まっていなかったのかなと思うんです。大概同じ質問したら、同じ人が答弁されるんですけれど、今違う部局から2人の方が答弁されました。ということは、恐らく岬町としてAEDの担当というのは町として一本として決まっていなかったらというふうに思います。しかし、今言ったようにAEDをもっと普及して使い方も本当に知らしめてやっていこうと思ったら岬町1本として進めていくべきだろうというふうに思うんです。そうした場合に、今2か所の部局から答弁があったんですけれど、なのでどちらか片ほう部長が

全部統括するというのもいかなものかなと思います。となれば、岬町全庁的な視野で俯瞰的に見て指揮を執れる。そういう立場の人が必要だろうと思うんですが、そういう意味では岬町の事務、業務全般的に統括するのが中口副町長ではないかと思うんです。そういう意味ではこのAEDに関して、AED以外でもそうですけれど、全庁的に取り組まねばならないけれども、担当が決まっていないそういうものについては、中口副町長に統括として指揮を執ってもらうというふうにすればいかなものかなと思うんですけれど、中口副町長に通告しておりませんので、町長からお答えをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 坂原議員の質問にお答えさせていただきます。

全くそのとおりで組織上一本化してまいりたいというふうに思います。今、危機管理が答えたのは、やっぱり全体の危機管理としての立場、救命救急、そういった立場として答えたんだらうと思っていますので、統一化してまいります。よろしくお願いします。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 助かる命を増やそうという大事な観点からの事業ですから、住民の生命を守るというそういう観点からしっかり取り組むことを求めます。

次の質問に移ります。

窓口業務の効率化と利便性向上のため窓口に軟骨伝導イヤホンを設置してはどうかというものです。例えば、高齢者の方、少し耳が聞こえづらいという方が役場の窓口にこられた。職員との意思疎通が諍りにくく、聞き取りにくいので意思疎通が難しいと時間がかかってくると。時にはトラブルになったりするということもあるというふうに聞き及んでいます。

これまでも一般的な補聴器、あるいは骨伝導補聴器というのがありましたが、最近この軟骨伝導イヤホンというのが自治体窓口で設置され始めています。そこでお聞きしますが、この軟骨伝導イヤホンとはどういうものか、お答えください。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 坂原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

軟骨伝導イヤホンは、耳の穴を取り巻く軟骨組織に振動を与えることで鼓膜を震わせ、音を感じさせる仕組みとなっております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 軟骨伝導イヤホン、これを実際に使った人に聞いてみました。そうしましたら、従来の補聴器みたいに耳の穴に入れるのではなくて、耳たぶに挟んで使うらしいです。耳の穴に

入れないので、耳の穴を塞がないので圧迫感や閉塞感がないと。また、キンキンというハウリングもない。しかも左右別々でボリューム調整もできる。しかも音が明瞭ということでした。この軟骨伝導イヤホンをぜひ本町でも導入したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ご質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員からもご紹介いただきましたように、この軟骨伝導イヤホンにつきましては、補聴器のように耳の穴に深く差し込む必要がなく、イヤホン部分が球体で耳たぶにかけるだけなので、耳穴を塞ぐことなく、雑音も少ないとのことでございます。

また、イヤホン部分が球体で凸凹していないことから耳あかがたまらず清潔で汚れても簡単に拭くことができることから、金融機関や病院などの窓口、また最近では、役所の窓口でも導入されていると聞いております。他の自治体での導入状況などを確認させていただきながら、できれば試行的にも導入できればと考えております。

○竹原伸晃議長　坂原正勝君。

○坂原正勝議員　調べますと値段もそんなに高額ではないということなので、まずは高齢福祉課、あるいは住民課等の窓口で導入されたらどうかというふうに思います。ぜひ先進自治体の事例に倣って取組を進めてください。

次の質問に移ります。

みさき公園の使用料についてです。

まず初めに、これまでの経緯に少し触れますが、南海電鉄が経営不振により閉園した旧みさき公園は文字どおり岬町のランドマーク的存在でした。大阪府内や関西圏に住む人に、岬町の位置を伝えるとき岬町がどこにあるか分からへんという人にそれを伝えるときには、みさき公園のある町やとの説明ですぐに正確に伝わりました。南海みさき公園は1957年4月に開園して2020年3月末で閉園しました。63年間運営していた。岬町は来年2025年に町制施行から70周年を迎えます。岬町は70周年、みさき公園は63年間。岬町はみさき公園とともに発展してきたとも言えるのではないのでしょうか。

また、みさき公園は、岬町の価値を高めてきたとも言えると思います。みさき公園の閉園が決定したときは大きな喪失感とともに、町の将来への不安が募りましたが、その後、みさき公園跡地に進出する事業者が決定して、その事業者から直接事業内容や事業規模の説明を聞いたときは、その規模の大きさに驚きとうれしさに気持ちが大変高揚しましたと同時に、よくぞ岬町に来てくれたと感謝と安堵いたしました。

私はこの事業者と岬町はこれからともに発展していくパートナーであるというふうに認識しています。岬町の存亡がかかっているパートナーと言っても良いと考えています。まずこの認識からお聞きしたいのですが、岬町は新たなみさき公園の事業者との関係性をどのようにお考えでしょうか、答弁をお願いします。

○竹原伸晃議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 ただいまの坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

P F I 事業の導入については、現在多くの地方公共団体が厳しい財政状況や、人口減少問題、公共施設の老朽化などに対応しながら、活気のある地域経済を実現していくことが喫緊の課題となっており、こうした中地域の様々な課題に対応する官民連携の手法の一つが、（仮称）新たなみさき公園整備運営等事業に採用したP F I 事業でございます。このP F I 事業は官民が連携することにより、良質な公共サービスの提供やコスト削減、地域活性化などの効果が期待でき双方にメリットがあり、地域経済の持続的発展につながるものと考えております。

こうしたことから、新たなみさき公園でも、本町と民間事業者が双方の信頼を深め対等の立場で連携していくことが本事業の実現に当たって最も重要なことであると考えております。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 同じ質問を田代町長にもお聞きします。いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

道工議員の質問でお答えさせてもらった。ある程度もう中身に触れた話もさせていただいたと思うんですけども、お互いに信頼関係を持ってやっていくこれは事なことであります。

しかし、今のところ私は正直にお答えできるのはこちらからいろいろと問題点の定義をしても、なかなかそれに対して答えが出てこないというのを担当から報告を受けております。言わば先ほど道工議員からも指摘を受けましたけれども、暫定開園の件においても全く見が違うというか、なかなか動きが鈍いというのか、そういったことがあって少し意見のずれが出てきているのではないかなというふうに思っております。

しかし、私としては坂原議員がおっしゃるように、これは岬町の大事な公園ですので、これを事業者と一緒にになって取り組んでいく。この姿勢は変わりありません。

ただ事業化していくにはいろんなハードルを越えていく必要があると思いますね。これから先もいろんな問題にぶち当たってくることもあると思います。そんなときこそ信頼関係が一番大事でありますので、住民にしわ寄せをしない、また議会の議員の皆さん方がそれだったらというよ

うな状況をつくっていくことが一番大事だと私は思っていますけれども、先ほど申し上げましたとおり、もう少し業者の方もしっかりとPFI方式というのを理解していただいて、そして都市公園という位置付けそういったいろんな諸条件があるわけですが、そういったものをやっぱりしっかりと投げかけていただいて、行政もそれについて対応していくという方向性をやっぱりつくっていく必要があるのかなと。そういった意味では、私の今感じるところでは今回、中口副町長をプロジェクトの長として置いてましたけれども、今、国との関わり、いろんな状況が出てきておりますので、上田副町長に代わってみさき公園のプロジェクトの町をやっていただいているというふうに理解していただいたらいいのかなというふうに思います。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 まず町のその姿勢をお聞きしてから質問しようと思ったんですが、今のお話ですとちょっと何か意見の食い違いがあるというふうなことでしたが、それで開園が3年遅れているということなんですが、このままの状態ではこれはうまくいくんでしょうか。私が今回の一般質問でこれをテーマに挙げたのは、もう本当にこの辺で開園できるのかなという不安があるんです。そのみさき公園という場所については岬町にとってやっぱり大きな意味もありますし、それが一旦閉園した、そこにまた次がくるんだとはっきり決定したわけですから、これ非常に大きな意味があると思うんです。これでまたもしそれが道工議員もおっしゃいましたけれど、仮に頓挫するようなことがあったら、もう岬町は二度と再び立ち上がれないのと違うかなとそれだけの打撃があると思うんです。別に何も岬町として主義主張を曲げてまでというのではないんですが、柔軟な対応してお互いに発展していく。もちろん民間も発展していきたいのが利益追求ですから、そういう目標ですし、岬町としてももっと発展してもらってそれと同時に岬町も発展していくという考えというか、それで成り立っていくんだと思うので、もっと歩み寄りができないのかなと思うんですけれども、それはもう無理なんでしょうか。先方の出方が何かちょっとこっちと違うからあんまり歩み寄られないと。そういうふうな意味合いなのでしょうか。違いますか。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

歩み寄りが出来るのか出来ないのかではなくて、こちらがお願いしてる言わば事業計画の工程これが一番大事なんです。当初の計画と3年延びた計画。3年後ろへ延びたら延びたでその事業計画の工程表を出していただきたいと。それが出てこないんですよ。それがなかったら我々は住民に対して説明も議会に対しても説明がつかない。そういう問題が一点あるんです。

それから、やっぱり一番肝心の資金調達の資金の状況を資料の提出を求めている。それも担当

の報告ですけれども、なかなか再三、催促をしているんだけど出てこない。そういったところが少し今ネックになっているのではないかな。ですから、共存共栄を図っていこうということで歩み寄りというのはあくまで始めたこの3、この1年間の空間をずっと歩み寄ってきているんですね。我慢に我慢をしてきてるわけなんです。

でも、いまだに事業計画が出ないと。3年といったら令和7年にスタートするとしたら、もう既に事業計画言わば立てて、我々に示してもらわないかん。何年度にどれ、何年度、例えば暫定開園を令和7年やります。それから、順次やりますというのは出ていますけれども、本来は工事の工程表が出てこないといけないんです。それが出てこないというところは、ちょっと担当とのなかなか連携がうまく取れないのと違うかな。ですから、うちの担当としては一生懸命汗をかいやっているんですけれども、なかなか事業者の方がそれに応えてくれないというところはちょっとしんどいところかなと思っています。

今おっしゃったこの事業者が万が一撤退したら岬町はあかんのと違うかということは、私は都市公園という一つの枠組みでやっていますので、自然の環境の中で当初から言うと、自然の環境の中での公園を目指していくと言っていますから、恐らく撤退するということまでの考えを私はもっておりません。必ずやっていただけるだろうと。しかし、あまり遅れると、高齢者の方がよく言われるそんなん町長遅れて8年先だったわいら死んでもちゃらいでしょうと。そういうお声もよく聞きます。それはもう当然だと思いますので、しっかりと1回社長にお会いしまして、社長の本意を聞きたいというふうに思っています。

それから、現在ちょっと聞くとところによりますと、高石市でまた次の事業をカレイドジャパンが起こそうとしてはるということですので、そういったことも含めて言わば社長から私にちょっと声かけがありましたので、そこへ声がかかっているのということで、ですから、実際みさき公園の事業をどのように考えているのかということについて、社長に確認をしたいなとこのように思っております。

○竹原伸晃議長 坂原議員少しお待ちください。局長、ちょっと時間を止めてもらえますか。

5時が近づいておりますので、会議時間を延長したいと思います。

お諮りします。ただいま審議の途中であります。本日の会議時間は坂原議員の一般質問が終わるところまで延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしとしますので、5時を回っても延長させていただきます。

それでは、坂原正勝君。

坂原正勝議員 ほかの質問も予定しておったんですが、難しいこともいろいろあるんやろうけれど、柔軟に対応しながら歩み寄ってやっていってくださいねで終わろうと思ったんですけど、ちょっと今の町長の答弁だったら何か不安が残るような答弁だったんで、ちょっと不安が残るんです。聞いている皆さんもそない思うんやけれども、町長は撤退しないというような思いがあるんかも知らんけれど、我々から見とったらもう大丈夫かなと思うんですけど、見ている我々が心配するんですけども、それはもうどうしようもないんですか。このみさき公園の事業というのは、岬町にとって大きな意味があると思いますよ。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、この事業は大きな私、タウンミーティングで言っています命をかけて、私はやっているつもりなんです。しかし、相手が今そういう状況だから、直接社長とお会いして本当に令和7年以降、しっかりとやっていただけるのか、再度確認をしたいと。横田担当から私は聞いている話でありますので、それをちゃんと確認した上で引き続きしっかりとやっていただきたいということを申し上げたい。これは大阪府知事も副知事もごつつい心配をさせていただいております。そんな中で、私もこれはしっかりとやっていかなあかんと思っていますけれども、今、撤退という話が出たので撤退はないだろうというふうには私は思っていますけれども、相手があることですから、それはどういう状況になるか分かりませんが、私はこの事業はもうしっかりと進めていきたいというふうに思っています。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 これ以上ここで議論しても先に答えが出るわけではないので、もうこの辺でとどめておきたいと思いますが、私が言いたいのは一番初めに言いました進出してくる企業、株式会社 Ark LEとはもうパートナーと思うんですよね。事業を進めていく上でスケジュール感とか、その基本構想なり、工事のスケジュールが出てこないとかそういうのあるんでしょうけれど、あるんでしょうけれど、それはそれとして先方にも事情があるんやからちょっと待ってしょうかとかそんなふうに感じていたらいいんですけど、今の町長の答弁では何か撥ねつけるような感じがあったので、それだったらその事業者とうまくいけるのかなという一抹の不安を覚えたんです。あとの質問を飛ばしました。それは大丈夫でしょうか。社長と会って話をするというんですから、会ってその話、出したら、また我々に教えてもらえますか。どうでしょうか。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えします。

やっぱりこの事業はよっぽど慎重にかかっていかないとシンガポールの工事業者も技術提携もされていると聞いていますので、それで一番大事なのは、資金面で大丈夫かという心配も私はもっています。そういったことも含めて社長と十分話をして、今後の方策を考えていかないといけないのかな。今は担当からの報告を受けて何も担当を信用しないのではなくて、担当からの報告を逐次受けてプロジェクトの上田副町長も中口副町長もそうですけれども、今までの経過がずっとあります。その中で行政としては少し不安要素があるのと違うかなというのを感じていますので、率直に議会で申し上げているだけのことであって、まず社長の本意が担当同士の話ですので、社長とトップ同士の話をしっかりやってみたいと。その結果、必ずまた議会に報告させていただきたい。このように思います。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 以上で私の一般質問を終わります。

○竹原伸晃議長 坂原正勝君の質問が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会します。

次の会議は明日、6月6日午前10時から会議を開きますのでご参集ください。

皆様お疲れさまでした。

(午後 4時59分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年6月5日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝